

平成23年第3回竹原市議会定例会会議録

平成23年9月13日開会

(平成23年9月13日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 委 員 長	梅 田 一 榮	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より、平成23年5月から平成23年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（脇本茂紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において片山和昭君、道法知江さんを指名いたします。

日程第2

議長（脇本茂紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間と決定いたしました。

日程第3

議長（脇本茂紀君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成23年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のと

おり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、山元経穂君の登壇を許します。

1番（山元経穂君） おはようございます。

ただいま議長より登壇の許しを得ました民政同志会の山元でございます。これより通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

平成23年第3回定例会一般質問。

1、竹原市の防災について。

本年3月11日、宮城県沖を震源とする巨大地震、東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災が発生しました。

我が国の戦後の地震被害としては、平成7年1月17日に兵庫県沖を震源として発生した阪神大震災の死者・行方不明者約6,400人、被害額約9兆6,000億円を上回り、死者・行方不明者約2万人、被害額約1兆6,000億円に上り、過去最悪という大変悲惨なものとなっております。

今現在も、家屋を初めとする生活基盤を地震により喪失された被災者の方々が、心身ともに苦しい日常生活を送られております。改めて、このたびの大震災で被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたし、一日も早い復興を切望申し上げる次第であります。

東日本大震災、阪神大震災を見るまでもなく、地震がいつ発生するかは現代の科学をもってしてもいまだに正確な予知は不可能です。我が国の政治・経済の中心である首都東京を初めとする関東地方を襲い、我が国最大の被害をもたらすと言われる関東大震災の予知すら、膨大な研究を続けても正確に把握することはできません。関東大震災をもたらすエネルギーは、現在発生周期約80年を超えて関東地方の地下に潜んでおります。今この瞬間に発生しても何ら不思議はありません。関東地方のみならず、日本全国、広島県、そして本市も同様にいつ発生するか予知できない地震の恐怖にさらされております。予知が不可能であるならば、地震に遭遇したときのことを考えて有事に備えておくことが必要であると考えます。

そこで、本市の地域防災計画及び災害対策についてお伺いいたします。

本年6月定例会での同僚議員の一般質問において、国は本年秋ごろを目途に、東日本大震災の教訓を踏まえて中央防災会議が作成する防災基本計画を見直し、それを受けて国、

県が修正した防災計画などにに基づき、本市の地域防災計画を見直す方針であると市長は御答弁されました。そろそろ秋を迎える時期となりましたが、国、県から防災計画などの修正に基づき何らかの指示、通達がございましたか。

また、先ほども述べましたように地震はいつ発生するかわかりません。国、県の修正を待たずして本市としても早急な対策が必要であると考えますが、本市独自の課題の検討に取り組まれておられますか。

次に、備蓄物についてお伺いいたします。

本市は県の災害応急救助物資備蓄調査検討報告に基づき、有事の際の食料、飲料水の備蓄を行っているとのことでした。それらに加えて寒暖、特に寒さに対しての備えが必要ではないかと考えます。例えば丸太こんろは大変有用で、有事の際の備えによいのではないかと思います。本市の災害時の備蓄についてのあり方をお聞かせください。

続いて、本市のハザードマップについてお伺いいたします。

さきの定例会の市長の御答弁で、地域防災計画の見直しに呼応してハザードマップの見直しも検討するとありました。見直しに際して、深層崩壊や俗に言うゲリラ豪雨などの新しい災害についての対策が必要であると考えますが、これらの対策について検討されていますか。

また、大雨により崩壊の危険性のある急傾斜地、高潮による浸水の可能性のある低地、避難所の現指定地の危険性の有無などを含めてどのような見直しを検討されていますか。

2、インバウンド政策の推進について。

次に、観光政策の一つであるインバウンド政策についてお伺いいたします。

インバウンド政策とは、英語の「内向きな」という意味をもととした外国人旅行者を自国へ誘致する政策のことです。

近年、我が国は観光政策の強化を相次いで打ち出しております。平成21年12月、観光立国の推進を6つの成長戦略分野の一つとして位置づけた「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本～」を閣議決定し、同時に国土交通大臣を本部長とした観光立国推進本部を設立しました。また、それに先立ち、平成19年1月に観光立国推進基本法を施行、平成20年10月には国土交通省の外局として観光庁を設立し、同法に基づき、平成19年6月に閣議決定された観光立国推進基本計画において、平成22年には国内への外国人旅行者数を1,000万人まで増加させる政策目標を掲げました。

平成22年の外国人旅行者数は約861万人で目標達成はなりませんでした。しかし

「観光は財政出動に頼らない経済成長を実現するもの」、「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題」と平成22年版観光白書で述べられていることから、バブル崩壊から続く平成不況を打開するための側面も強く、昨今の我が国の経済状況を考えてもインバウンド政策を初めとする観光政策の重視は今後とも継続されていく可能性が高いと考えられます。

また、広島県においても湯崎英彦県知事は平成21年11月の就任後、「瀬戸内海の道1兆円構想」を施策として掲げ、観光政策を重視しており、インバウンド政策の推進についてもさまざまな場所において言及されています。昨年5月26日、本市で行われた第6回県知事懇談「湯崎英彦の宝探し」におかれましても、インバウンド政策を推進する旨の発言をされております。

以上のような国、県の動向を念頭に置き本市を考えると、本市は国際定期便が離発着する広島空港に自動車で30分圏内という、インバウンド政策を推進する上で大変恵まれた条件にあります。

そこでお伺いいたします。

本市はインバウンド政策の推進についてどのようにお考えですか。

また、本市の第5次総合計画には、「広島空港に近接していることや、多彩な観光資源を有するなど、国際的な交流を進める可能性を多分にもっているといえる」とありますが、どのようにインバウンド政策の推進に反映されていますか。

3、竹原駅のバリアフリー化推進について。

最後に、竹原駅のバリアフリー化推進についてお伺いいたします。

本年3月の一般質問において、この問題に対し本市の当時の現況についてお伺いいたしました。その際、市長より、本市としては今後とも国の制度などの情報収集に努めるとともに、すべての市民が安全に自由に行動し社会参加できる人に優しいまちづくりを推進する観点から、JR竹原駅のバリアフリー化について住民や関係自治体と連携し、西日本旅客鉄道株式会社や国などに対して働きかけを行ってまいりたいとの御答弁をいただきました。

また、一般質問の際に御紹介申し上げたJR竹原駅利用促進市民の会は、竹原駅のバリアフリー化を推進するに当たり署名活動を展開され、市内外より約2万3,000名（本年8月現在）の方々の御署名をいただき、御賛同を得たと伺っております。この多数の御署名が、一刻も早い竹原駅のバリアフリー化の実現を望んでいる市民の大きな声に聞こえ

ます。

そこでお伺いいたします。

本市は、この多数の方々の御熱意をどのように思い受け取られていますか。また、先ほどの御答弁にありました、西日本旅客鉄道株式会社並びに国、県への働きかけは進展したのか、現況をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終えさせていただきますが、御答弁の内容次第により自席にて再質問をさせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を求めます。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 山元議員の質問にお答えをいたします。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、大規模な津波を伴い、被災区域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こしました。

東日本大震災に関しましては、甚大な被害の全体像がまだまだ十分に把握されておらず、引き続き被災者生活支援が求められているほか、復旧も途上であります。国においては、中央防災会議に東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が設置され、各地で予想される地震の被害想定や地震、津波対策の抜本的な見直しを行っているところであり、秋ごろをめどに最終報告を行うこととされております。

広島県においては、国の動向を注視しつつ、現行の地域防災計画を検証するため、課題などの洗い出しを行っているところであり、本市におきましても同様に本市地域防災計画の課題等を抽出するとともに見直しの方向性を検討し、今後開催を予定している防災会議の意見を踏まえ、国や県の方針や見直しとの整合を図る中で取り組みを進めてまいります。

次に、備蓄物資についてであります。大規模災害が発生した場合、発生後3日間は建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により、平常時の経路による供給や外部からの支援が困難となる可能性があることから、この間の食料、飲料水等の生活に必要な物資の備蓄が必要であるとされています。

備蓄物資については、まずは各家庭において食料、飲料水及び生活必需品などを可能な限り備蓄していただくことが重要であることから、これまで広報紙などを通じて啓発を行っているところですが、市では独自で物資の確保が困難となった被災者に対し、円滑な応

急対応を行うために必要な物資を備蓄するよう努めているところであります。

被災して3日目以降は、流通在庫や広域支援などによって対応が可能と想定し、それまでの2日分の食料や生活必需品などを本市と県で備蓄し対応するものとしており、県の災害応急救助物資備蓄調査検討報告に基づく市町ごとの備蓄必要量を参考として、まずは食料約2,000食、飲料水約3,200リットル、毛布250枚及び簡易トイレ150基の備蓄を目標に整備計画を定め、年次的に整備を進めているところであります。これらの備蓄物資のほか、御提言のありました丸太こんろも含め、災害時に有用と考えられる物資の整備について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップにつきましては、平成16年の台風16号及び18号による高潮浸水被害を初め従来の被災状況を教訓に、平成17年に高潮ハザードマップを、また過去に賀茂川で多大な被害が発生した経験を踏まえ、賀茂川、本川がはんらんした場合を想定した洪水ハザードマップを平成20年に作成いたしました。

ハザードマップは、過去の事例や教訓を参考とした各種災害によって被害が予想される箇所や避難所の位置などを地図上に示し災害時に備えていただくものでありますので、本市の地域防災計画の見直しに呼応して専門的な見解からも見直しについて十分な検討が必要であると考えております。

深層崩壊やゲリラ豪雨などの対策につきましては、昨年庄原市で発生した集中豪雨による土砂災害やこのたびの台風12号で和歌山県や奈良県で起きた大規模な土砂崩れなどの自然災害は各地で深刻な被害をもたらしており、今後十分な検証をした上でハザードマップの見直しや地域の危険箇所及び避難場所、避難経路の点検につなげてまいりたいと考えております。

次に、避難所につきましては、住民の居住地周辺的生活環境が回復されるまでの被災者の生活の場となるため、市内公共施設を対象に一定の基準に基づき市内全域で33カ所を避難施設として指定しております。

すべての避難所があらゆる災害に適合した施設となっておりませんので、避難所を開設する際には災害の状況や立地条件、収容人員や避難所までの安全なルートの確保などを考慮し、施設そのものの安全性も確認した上で開設することとしております。

このたびの東日本大震災を受け、国や県におきましても、今後の地震、津波対策などの見直しを進められているところであり、本市といたしましても地域防災計画の見直しに取り組むこととしていることから、避難所につきましても施設の耐震性や避難経路等の課題

などを考慮し、住民や関係機関とともに見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。国においては観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年1月に観光立国推進基本法が施行され、観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画が同年6月に策定されました。

また、広島県においても、湯崎広島県知事が「瀬戸内 海の道構想」を掲げ、瀬戸内海に点在する地域資源を相互に連携させるとともに、エリア全体の魅力アップと観光産業を初めとする地域産業の活性化に取り組むことによって国内外から誘客促進を図ることとしており、観光政策の重要性はますます高まっているところであります。

本市におきましても、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、瀬戸内海を初めとした自然や歴史文化など、いわゆる底力を発揮し、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取り組みを推進しているところであり、県の「瀬戸内 海の道構想」は、本市の「住みよさ実感」に向けた取り組みと方向性を同じくするものであることから、県の構想に呼応した本市の振興施策等について検討を行うとともに、県の構想や関連事業に本市を含む施策が取り入れられるよう取り組んでいるところであります。

県の構想に呼応した具体的な取り組みとして、昨年度は9月から12月にかけて台湾旅行会社による新たな商品開発に向けた視察ツアーや台湾団体ツアー、台湾のサイクリング協会やメディアへの誘致旅行など、県の実施する実証事業において市内の宿泊施設や町並み保存地区、大久野島などを利用していただくなど、外国人旅行者の誘客促進につながる取り組みを県と連携して行ったところであります。

また、今年度は、サイクリングの拠点整備として8月末までに竹原港、忠海港及び道の駅たけはらの3カ所にサイクルスタンドや工具などを整備し、サイクリストの立ち寄りやすい環境整備を図ったところであります。また、インバウンドの観光客の受け入れ態勢の整備として、町並み保存地区のパンフレットの翻訳版を作成することとしております。

さらに、県の実証事業として、11月に旅行事業者を対象に竹原港を活用した体験クルーズを計画されていることから、新たな商品化につながるよう県や関係者と連携してまいりたいと考えております。

今後とも、広島空港に近いという恵まれた利点や風光明媚な瀬戸内海の多島美、町並み保存地区などの多くの観光資源を生かしていくため、県などと連携しながらインバウンド

政策を推進する中で外国人旅行者の誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。少子・高齢化が急速に進む中、すべての市民が安全で自由に行動し社会参加できるよう、公共施設や交通など高齢者や障害者の方々が利用しやすい環境整備に努める必要があるものと考えております。

国においては、平成18年12月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が施行され、公共交通機関、建築物、公共施設などの一体的・総合的なバリアフリー化を推進することとされたところであり、現行の移動等円滑化の促進に関する基本方針により、1日当たりの平均的な乗降客数3,000人以上の鉄道駅等について、平成32年度までに原則としてバリアフリー化を実施すべきこと、さらにその他の鉄道駅等についても地域の実情や高齢者の利用実態等にかんがみ、バリアフリー化を可能な限り実施することとされております。また、その場合においては、国が3分の1の範囲で補助を行う制度が設けられております。

この補助制度の対象事業者であり事業の実施主体である西日本旅客鉄道株式会社とも積極的に協議を行っているところでありますが、西日本旅客鉄道株式会社においては、まずはこれまで進めてきた1日当たりの乗降客数が5,000人以上の駅のバリアフリー化を優先的に進め、次に1日当たりの乗降客数が3,000人以上の駅のバリアフリー化を進める方針としている中、平成22年度におけるJR竹原駅の1日当たりの乗降客数は、災害のため7月中旬からはおよそ3カ月半にわたりバスによる代行があった中で前年度並みを維持したものの、2,200人台となっております。

このような厳しい状況の中ではありますが、本市の総合計画に掲げる高齢者や障害者の方々を初めすべての市民が安全で自由に行動し社会参加できる、人に優しいまちづくりを推進するとの観点から、JR竹原駅のバリアフリー化に向けて取り組んでおります。

こうした中、本年3月には、市民の有志の方々がJR竹原駅の利用促進やバリアフリー化に向けJR竹原駅利用推進市民の会を設立され、多くの方の署名が集められていることをお聞きしております。このような市民の方々の思いも踏まえながら、本市といたしましても厳しい財政状況を勘案しつつ、事業の適切な選択と集中を図る中で国の補助制度の活用を前提としてJR竹原駅のバリアフリー化が図られるよう、今後も市民の皆様や関係自治体と連携し、実施主体である西日本旅客鉄道株式会社や国等に対して引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

今から40年前の1969年、世界では泥沼化していたベトナム戦争がようやく停戦に向けた動きが出始めたころ、また我が国で言えば当時の西ドイツを抜き、GDPがアメリカに次いで世界第2位になったころ、アメリカのアポロ11号が人類史上初の月面着陸に成功しました。アポロ11号のニール・アームストロング船長が、「これは1人の人間にとって小さな一歩だが、人類にとっては偉大な飛躍である」との明言を残されたのはまさにこのときです。

1969年といえば私はまだ生まれていませんでしたが、この議場にいらっしゃる皆さんのほとんどがそのときの映像をリアルタイムでごらんになられて、科学技術の進歩に感動したり興味を持たれたり、それぞれいろんな思いをはせられたと想像します。その月から地球までの距離は約38万キロです。地球を1周すると約4万キロですから、地球を9週するぐらいの物すごい距離を経て、アポロ11号は未知の世界である月にたどり着いたこととなります。

その一方で、私たちが住む地球は直径が約1万2,800キロ。月との距離で比べれば約40分の1です。しかも、未知の世界ではなく私たちが日常生活を営んでいる場所です。しかし、月までの距離で比べれば、たった40分の1の地球の内部構造はいまだに正確なことがわかりません。そのわからない内部の中で、岩盤が破壊されたりプレートが反発したりして起こるのが地震なのです。先ほども述べましたが、今の科学技術を持ってしても正確な予知はできません。それゆえに、地震が発生した場合に備えてしっかりとした防災対策や減災対策を行っていかねばならないと考えております。

先日、NHKで「巨大津波が都市を襲う～東海・東南海・南海地震～」という番組の放送があり、私も見ておりました。市政にかかわり防災計画のありさまを提言する上で大変興味深い内容でした。かいつまんで内容をお話しすると、国は東日本大震災の教訓を踏まえて8年前の想定を見直し、東海・東南海・南海の3連動地震の津波被害が予想される都市の関係者を集めて新たな対策を練っていることの取材、またNHKが独自に3連動地震で津波の被害が予想される約200の自治体にアンケートをとり、防災計画の見直しの有無を尋ねて、見直し途上にある自治体を取材するというものでした。

そのアンケートにおいて、防災計画の見直しが完了した自治体は3%、今年度中に見直す、23%、国の新たな想定を待つ、67%、その他7%という数字が紹介されました。

本市も、防災計画の見直しにおいて3%の中に入るような自治体であってほしいと思うわけですが、先ほどの御答弁をお聞きしていると、まだ見直しの途中であるとのことでした。

東日本大震災の被災地に、本市からも支援のため職員が派遣されました。現場で被災地を目の当たりにし、現場でさまざまなことを感じた職員の経験は大変貴重なものであると思います。

そこでお伺いいたしますが、御答弁において本市の課題を抽出するとありましたが、抽出した課題に対してそのような経験をどのように生かして防災計画の見直しを行う考えですか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

東日本大震災に伴いまして、本市からも職員を被災地のほうに派遣をいたしております。派遣した職員からは、その活動の状況なり被災地の状況なり報告を受けております。派遣の状況を簡単に説明をさせていただきますと、震災後間もなくの3月14日から4月3日までは被災地の方の給水の支援を行うということで、宮城県多賀城市のほうへ延べ19名派遣をいたしております。また、避難所に避難されている方の健康相談等を行うということのために、5月28日から6月3日まで、これは広島県からの要請によるものですが、福島県郡山市のほうへ保健師を1名派遣いたしております。また、避難所の運営を支援するというために、6月4日から6月18日まで宮城県気仙沼市のほうへ職員4名を派遣しております。また、建物被害調査業務等のそういった調査の支援を行うというために、7月18日から8月2日まで、これは宮城県仙台市のほうへ職員4名を派遣しております。計28名の職員を派遣いたしました。いずれも、現地から本市のほうへ帰ってまいりました後には、市長を初め幹部職員のほうへ報告を行っております。

先ほど議員のほうから課題等ということがございましたので一例を申し上げますと、例えば給水支援につきましては、かなり被災された方が列をなして給水に水を求めて来られているという状況でございまして、いかに効率的にそういった給水活動を行うかというようなこと、あるいは避難所におきましては被災者の方がかなり大勢避難されておられますが、そういった被災者の方のケアをどのようにするか、あるいは衛生面の問題、あるいは食事、トイレ、お風呂をどのようにするか。さまざまそういったような課題があるというようなことで報告を受けております。それぞれ現地で得てきた経験、こういったことを今

後の防災対策に生かしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。よろしく
お願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） 今お話をお聞きすると、現地へ支援に行かれた職員の方からはお話を聞かれているということでありまして、ぜひその経験を生かして、今挙げられた衛生面や食事、トイレの話など、効率よくいざというときに運用できるように生かしていただきたいとは思いますが、もう少しお聞きしたいのですが、まだ課題を抽出中ということで、まだ検討中であるのでしょうから、ちょっとこれ以上聞いても現段階では多分お答えすることもできないと思いますので、次の問題について質問させていただきます。

では、次に災害時の備蓄についてお伺いいたしたいと思えます。

御答弁にありました食料、飲料水の備蓄は、人間が生きていく上で一番に必要なものがありますので、引き続き計画的に備蓄を進めていただきたいと思えます。

このたびの震災報道で避難所を見ていると、さまざまなことを想像させられました。この避難所には雨水タンクがあるのだろうか、暖房器具の備えは十分だろうか、非常用発電機の備えは、またおふろの設備はなどなど、本市においても考えていかなければならないことは多々あるのではないかと思います。

1つ備蓄について提言させていただきたいと思えます。

このたびの震災発生後、原子力発電に対する、きのうもちょっとフランスで核処理施設で事故があったみたいですが、ちょっと亡くなられた方もいらっしゃいますので幸いというわけにはいきませんが、核物質の漏れはないというような話で承っていますが、原子力発電に対する失望感が生まれ、逆に代替エネルギーとして自然エネルギーが期待されています。まだまだ現在の自然エネルギー技術だけで日本の電力が賄えるとは思いませんが、例えば太陽光発電は小電力を供給する上でとても有用であると私は考えます。本市の避難所においても、太陽光発電装置を設置し非常用電源として活用をすれば必ず有事の際に役に立つと考えております。

また、備蓄について寒さへの対策をお聞きしましたが、震災の報道を見ていると、震災直後、被災者の方が暖をとるのに瓦れきなどを集めて回る情景がありました。時期はまだ3月、しかも寒さ厳しい東北。震災で疲れ切った多くの被災者が苦勞されたと思うことは想像にかたくありません。また、阪神大震災も発生したのは冬の1月でした。六甲おろしといえば阪神タイガースの勇ましい応援歌を想像される方が多いと思えますが、震災時、

その六甲おろしが神戸の被災者の方々を寒風で苦しめたと関西の知人から聞いております。夏の場合、最近では熱中症もありますが、基本的には細かな水分補給を行うなどの対策でかなりの程度暑さをしのげると思います。しかし、冬の場合は、着のみ着のままで飛び出した場合、暖をとる機会にはなかなか恵まれないのではないかと考えます。

先ほどの質問書で提言した丸太こんろとは、直径30センチ、奥行き30センチ程度の丸太、木の種類は問いません、にチェーンソーで切れ目を入れ、通気をよくし、丸太の真ん中に火種を入れてつくるエコ型簡易こんろです。最近では、その手軽さからキャンプ等のアウトドアで利用される機会もふえています。加熱、火力は1時間以上もち、丸太の中心から外に広がって燃えていくので、火をつけた初期には移動させやすい利点もあります。本市において、ぜひこの丸太こんろの備蓄を図っていただきたいと思ひますし、でき得れば、このエコ型簡易こんろ、丸太こんろのつくり方についても市民の皆様に普及を図っていただきたいと思ひます。

以上、いろいろ備蓄について提言させていただきましたが、備蓄に関して幅広い視野で見直し、防災計画に反映させていただければと考えるのですが、本市としてはどのようにお考えになりますか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

備蓄物資に関する御質問でございます。

備蓄物資につきましては、先ほど市長が御答弁申し上げましたように整備計画を定めて食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等を計画的に整備をいたしておるところでございます。議員から御提言のございました冬などにおける寒さ対策としては、今のところ避難所で使用する毛布を備蓄することにはいたしておりますが、御提言の丸太こんろも含めましてさまざま御提言いただきましたが、災害時に有用とされるものにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。

何があっても備蓄に関しては損することはないと思ひます。災害時大変なときに無駄なものというのはそうなのではないかと私は考えております。

また、今寒さ対策について丸太こんろ等、また阪神大震災や東日本大震災の状況で苦労された方のお話もさせていただきましたが、もう一つ恐ろしいのが私はインフルエンザと

か冬期にはやる病気の流行であると思います。こういう疫病対策というかこういうものもしっかり、まずは体を温かくして防いでいくという意味でも有用ではないかと思いますが、その辺の対策等あればお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼します。

インフルエンザ等の健康に関する対策ということでございますが、やはりそういった避難所に多くの方が避難されるという状況でそういったことがはやってしまうということになるかと思えます。そういった、先ほども東日本大震災での課題等ということで、衛生面の問題とかということも職員から聞き取りをしておりますが、そういった衛生面について対策は必要であると思えます。

また、避難所におきましては、被災者の方の心のケアですとかそういったことも必要ではないかと思えます。保健師等、医師等、専門の職員等の意見を聞きながらそういったことについては対応をしてまいりたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） ぜひ、その辺のところを考えて対応をしていただきたいと思います。疫病などは、特に 1 回広がると災害時、緊急時においてはなかなか収拾も難しく、ただでなくても弱ってられる方、疫病等で亡くられる方も平時に比べてふえる可能性が多いと思えますので、その辺の対応のところは今後の防災計画の見直しにおいてしっかり対応をしていただけるようお願いいたします。

次に、ハザードマップについてお伺いいたしたいと思えます。

御答弁にもありましたように、今回の台風 1 2 号、それに伴う豪雨や暴風雨の影響により、和歌山県、奈良県を中心に多数の方がお亡くなりになりました。まず、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

今回の災害で甚大な被害が出た和歌山県田辺市に私は知人がいるので心配で連絡をとりました。知人の家は幸い被災地から離れており、御家族も家も無事だったそうですが、一時は近くの川が増水し避難勧告が出たとのことでした。知人は小学校で教師をしていますが、残念なことに最初の赴任地で教えた生徒が被災地に住んでおり、土砂崩れに巻き込まれ現在行方不明になっているとのことで大変落ち込んでいました。このような事態に遭遇しないためにも、改めて有事の備えをしていかなければならないと強く思います。

この一般質問の原稿を作成しているとき、ちょうどさきの台風 1 2 号が四国に上陸しま

した。紀伊半島などでは想像もつかない豪雨ということで、山地も多い地形でありますし深層崩壊が起こらねばよいがと思っていたのですが、残念ながら起こってしまい、大変な被害をもたらしました。深層崩壊が恐ろしいのは、普通の土砂崩れと違い、山の深い部分からえぐり取られるように土砂崩れを起こし、膨大な土砂を伴い雪崩のごとく山下、山の下を襲うところにあります。私がこの深層崩壊という言葉を知ったのは、台湾で起こった災害でした。2009年台湾で発生した深層崩壊では、避難所を巻き込み約500人の方が亡くなられたとされております。しかも、この避難所はハザードマップで安全と言われていた場所でした。

本市においても、避難所に指定されている場所が山際であるところもあります。十分に深層崩壊に注意しなければならないと思いますが、避難場所、避難所を含めて、本市で深層崩壊の危険性がある場所というのは特定されておりますか。また、このたびの台風12号の影響により高潮が発生し、冠水した場所があるとお聞きしました。高潮や集中豪雨により、本市においても本川周辺や港町、塩町、また私の地元でも冠水が発生する場所があります。これらの場所における防水対策、またハザードマップの見直しで防水対策についてどのように検討されているかお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（大田哲也君） まず、1点目の深層崩壊についての御質問でございますが、先ほどの説明でもございましたように、深層崩壊は大雨により表面の表土だけではなく深い層の地層までもが崩れ落ちる現象であり、深層崩壊が起こる場所につきましては過去の事例から分析した結果、特定の地質や地形で多く発生しており、国土交通省におきましては全国の深層崩壊推定頻度マップを作成をしております。このマップでは、本市の深層崩壊につきましては推定頻度が低いものとなっております。本市といたしましては、日常的な維持管理に努め、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、2番目の浸水場所についてでございますが、竹原市も一部の地域におきまして高潮時に護岸のすき間から海水が浸透する箇所が確認されており、現在浸透している原因及び対策について、広島県と連携をしながら現地調査を行い、その対策について現在協議を進めているところでございます。

また、大王地区の道路の冠水対策につきましては、応急的には地元自治会と連携をしながら仮設ポンプ等により排水するなど対策をとっておりますが、本川沿いの抜本的な洪水、高潮対策につきましては、現在県におきまして本川河口部に防潮水門及び水防、閉鎖

時の排水機場を整備しており、平成25年の完成を予定しております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） 今、深層崩壊についてですが、特定の地質というところで崩れやすいという話は私もちょっと勉強して知っております。また、特に地震の発生が多い、日本で言えば中央構造線のあたりでもかなり深層崩壊の危険性があると言われているのも存じ上げております。

また、深層崩壊に関してですが、一つ注意していただきたいのは、長年の結局岩盤の厚みといますか、地盤の圧力で地盤が弱っていく。そこへ雨水がたまって入り込んでいったときに先ほどの大崩れ、大きな土砂崩れが起こってしまうということでもあります。先ほどもお話しさせていただきましたが、台湾で起こった深層崩壊、500人もの多くの方が亡くなっていますが、その避難所というのはハザードマップで安心と言われた場所でありました。竹原市も少雨ながら、いつ地震が起こるかわかりません。必ずそういう山崩れ、がけ崩れの危険性があるところというのは、地震が起こったときには再度点検して防災対策に努めていただきたいと思うのですが、そのあたりのところをお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（大田哲也君） 先ほどマップによれば低いということではありますが、本市といたしましてはそれにはかなり山地が際立ったところがございます。また、近年のゲリラ豪雨という災害も起きております。そのためにも、本市といたしましては有事の際には、県、消防、地域自治会などと連携を図りながら迅速な対応、また防災に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ぜひ、ほかの災害もそうですが、特にこの深層崩壊、一部の研究者の方は知っていたと思いますがやっとなら日本でも知られ始めて、いつどこで起こるかわからない危険性がある。国土交通省も先ほど調べられたという話ですが、100%全体把握かといえばまだそこまでいかないし、先ほどもお話しさせていただきましたが、ちょっとした岩盤のずれでそこから深層崩壊が起こる可能性もあるということで、十分注意して対策を今後とも練っていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

次に、災害時という視点でお伺いしたいと思います。

東日本大震災で被災者の法律相談に行かれた弁護士に、東京弁護士会所属の児玉晃一さんという方がいらっしゃいます。児玉弁護士は4月末に被災地に入られ、宮城県気仙沼市、岩手県大船渡市を中心に活動されました。被災地に入られた当時の状況を次のように語られています。

避難所に行くと、物がなくなり家族がなくなり友人が亡くなり、でもローンだけが残っているという方が数多くいるといった状況。しかも、ほとんどが今まで弁護士や法律と無縁だった人たち、と述べられております。確かに、私たちはふだん余ほどのトラブルがない限り弁護士に頼ることもないですし、直接的に法律を振りかざすことはないと思います。しかし、被災地においては法律を知っておくことが大変役立ちます。児玉弁護士によれば、住宅ローンでも支払い猶予制度があり、大震災の場合銀行に頼めば半年ぐらい支払いを猶予することができると話されております。その他、相続や被災者をねらったヤミ金融業者への対応など、法律相談により多くの被災者を救うことができると話されてもおります。この話を教訓に、災害時、被災者の方に有用な法律、条例等をいち早く知らせたり弁護士や司法書士の方と連携し避難所などで法律相談を行うシステムがあれば大変有用だと私は考えるのですが、本市としてはこのようなことを検討されるお考えはございますか。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

災害時における被災者の方への支援という御質問でございます。

このたびのような大規模な災害におきましては、やはり相当被災者の方への支援というのは必要になってくるものと思います。例えば住居、あるいは生活への支援、また健康、医療、介護などの相談。また、先ほど議員のほうからございました各種のそういう優遇制度等、そういった災害時にはやはり行政が担う業務全般につきまして、またそういったような被災者のための支援の窓口というようなものを設置いたしまして対応しなければならないというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） 今、行政が支援の窓口と言われましたが、ちょっとぼんぼんと聞いて申しわけないんですが、それは行政が制度等で対応をされるということですか。それとも、法律家が専門家、弁護士等がその場へ来て、そこで法律相談等いろんなこと、被災者の方のお話に乗られるということですか。ちょっとよくわからなかったもので、もう一度御

説明をお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

行政で窓口を設置いたしまして被災者の方の支援ということも必要であると思います。また、議員おっしゃられましたような弁護士等と連携をした、また協力をいただく中で、そういった法律相談、そういったものも開設する必要があるというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。ぜひ、そのような形で進めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、特に住宅ローン。やはり、被災に遭われた方というのは、ちょっと表現は悪いですが、余ほど預金や貯金があるような方を除いてはやっぱりこれからの将来のことというのは物すごい気になると思います。いち早く救済できる、先ほどの話ではありませんが、支払いの猶予等とかそういうことをいち早く教えてあげられるようなシステムの体制を、ぜひ竹原市においても法律の専門家と相談しながらつくっていただきたいと私は思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

続いて、災害時という視点でもう一つお伺いさせていただきたいと思います。

1964年、新潟大震災が発生いたしました。この議場の皆さんでもよく御存じの人もいらっしゃるかと思います。この新潟地震で被災地域のボランティアをされ、それを経験に防災の専門家になられた山村武彦さんという方がいらっしゃいます。山村さんは防災システム研究所の所長を務められて、このたびの震災においても自治体の防災対策から家庭の減災対策までさまざまなコメントを出されております。山村所長はあるマスコミ誌上で、近助、近い所ではなく近くて助ける、近い者同士で助け合うという意味で近助の精神を養うことが必要であると述べられ、近所同士で防災安否確認チームや防災隣組をつくることを指摘されております。確かに、災害時に消防や警察がすぐに駆けつけてくれる保障はどこにもありません。まずは災害時には、近所同士が支え合うことが第一に必要になってくると私も考えます。

そこで、お伺いいたします。

本市も現在協働のまちづくりということで市民の連携を進められておられますが、それ

をもとに何か対策ということを考えられておられますか。また、何か市民の連携という形で防災に対しての対策を行われておられますか。よろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 今議員おっしゃられましたように、災害発生時におきましては、まずは近所同士で支え合うということは非常に大切なことだというふうに認識をいたしております。突然の災害が起きて、そういった災害から身を守って安全に避難するということは、やはりそういった地域ぐるみで防災体制を構築するということが必要なことだと思います。そのために、現在自主防災組織等の育成ということにつきまして努めていかなければならないというふうに考えております。

また、そのためには、地域において災害が発生した場合の役割分担ですとか、あとは避難場所、避難経路など、そういった情報を共有しておくというようなことが非常に大切だと思いますので、地域が一体となった防災訓練、あるいは防災意識の高揚を図るということに努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） 先ほども申し上げましたが、本当にもういざというときに、昔から遠い親戚より近くの何とかという言葉もありますが、いざというときこそ本当に近隣のよく知られた方がもう第一の綱になると思うんで、そこら辺のところを協働のまちづくり等総合計画にも掲げていらっしゃるようなので、総合計画における協働のまちづくり、市民の連携ということを進めていただきたいと強く思います。

また、でき得ることならば、防災安否確認チームや防災隣組といった視点で、先般からも同僚議員の質問を聞いていますと、ひとり暮らしのお年寄りがいざ逃げるときにはどうするかというような視点もありまして、その辺をカバーするにはこういう組織とかこういう近所同士の組織は大変有用なものであると思いますので、ぜひこういうような組織をつくり上げる推進を、防災意識を住民の皆さんにも高めてもらう中であわせて進めていただければと思います。

続いて、質問させていただきたいと思います。

先ほど紹介したNHKの番組の中で高知県の例がありました。高知県では南海地震発生時、道路の寸断等により41%の職員しか招集できないと推定しております。本市では、昨年の12月に市外に住む職員が44名、17%いるとのことでした。災害時、市内に住む職員の招集ですら、困難な状況かもしれないのに他市町から駆けつけることができるで

しょうか。日本国憲法第22条で確かに居住の自由が保障されているとはいえ、本市において考えていただきたい問題であることを指摘させていただきます。

また、先ほどの和歌山県田辺市の知人の話ですが、今は避難に備えて車の中に防災グッズを詰め込んでいるとのことでした。しかし、車が重くて大変と言っていました。時がたてば知人は防災グッズをおろすでしょう。これは知人が悪いわけではありません。みんな、のど元過ぎれば熱さを忘れるということで、備えを忘れていくと思います。

本市においては、常に有事のあり方を考えて備え、市民の皆様に常に防災について啓発していただきたいと思います。いろいろ防災についてお話しさせていただきましたが、東日本の被災地を視察され、その教訓を踏まえて市民の安全を守る責任者である市長に、防災問題の最後に御所見をお伺いいたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびの東日本大震災を受けて、るる本市における、また地域防災対策のことについていろいろ御意見をいただきました。

本市といたしましては、今回の東日本大震災、これを受けまして災害時に対する事前準備の重要性を改めて認識をいたしたところでございまして、住民に対しても地域の危険箇所や避難場所、避難経路の確認など、日ごろから突然の災害に備えていただくよう引き続き防災意識の高揚を図りながら、また防災対策の充実に努めてまいり考えてございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。

今副市長さんのお言葉にありましたように、事前対応という視点でしっかり本市の防災計画を進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の表題でありますインバウンド政策についてお伺いしていきたいと思っております。

インバウンドという言葉、なかなか聞きなれない言葉であると思っておりますので、再度説明しておきたいと思っております。インバウンドとは、外国人の旅行者を国内に誘致することです。外国人旅行者の誘致といえば、現在我が国の通貨である円は史上最高レベルの高水準で推移しています。円が高いということは、相対的に外国通貨、つまり外国のお金の価値は安いということになります。

そのような中で、外国人が我が国に旅行に来るのかという不安があるとは思いますが、

昨年も円高ではありましたが、我が国の外国人旅行者数は前年より150万人増加しています。本年度は東日本大震災によるさまざまな影響で減少する可能性もありますが、我が国への外国人旅行者数で上位を占める韓国や中国の経済状況が比較的良好なので、来年度は増加に転じる可能性が高いと私は考えております。

御答弁において、県の構想に呼応して本市でもインバウンド政策に取り組むとありました。それは大いに進めていただきたいと思いますが、他の御答弁で、広島空港に近いという恵まれた利点や風光明媚な瀬戸内海の多島美、町並み保存地区などの多くの観光資源とありました。であるならば、本市独自でインバウンド政策を進めるべきではないでしょうか。例えば、インバウンド政策の専門家を雇用したり本市内部にインバウンド政策のプロジェクトチームをつくり、定期的に専門アドバイザーからの助言を受けていかに誘致するかを含めて政策に生かす方法もあると思います。

そこで、少しお伺いいたしますが、本市の年間外国人旅行者数はどれぐらいですか。また、国籍、本市に來られて観光に行かれている場所というようなところは把握されておりますか。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

平成22年の広島県竹原市の観光統計調査によりますと、竹原に來た外国人旅行者数につきましては約1,400人というふうになっております。これにつきましては、平成21年の1,150人から250人の前年比増になっているところでございます。この増加している国籍でございますけれども、今さっき議員の御指摘がありました韓国、台湾、中国というようなところが増加しているようなところでございます。

また、市内観光施設のどのようなところに行かれているかというところでございますけれども、平成22年の統計調査というところによりますと、大久野島が約680人、町並み保存地区が約330人、湯坂温泉郷が約200人などとなっているような状況でございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ありがとうございます。

少しずつ、本市でも外国人観光客の誘致をふやしていただきたいと思います。

それで、今室長さんの御答弁にもありましたが、韓国、台湾、中国の方が外国人旅行者

としてふえているという話ではありましたが、先ほど御答弁の中にパンフレットを翻訳するというお話がありました。このパンフレットの翻訳は何語で表記されるおつもりですか。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 今年度につきましては、英語と中国版の2カ国語になります。ただ、中国語版につきましては広東語と台湾語という形で3種類ほど作成するという予定にしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） 先ほども我が国に来られる外国人旅行者で上位を占める韓国というの、ことしは英語と中国語ということでしたがハングル語の表記というのをやっていくという計画は考えておられますか。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼します。

韓国語という形の中で、現在誘客促進という形で韓国の方もたくさん来られている状況があることから、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ぜひ、韓国語のほうも、ハングル文字も翻訳には入れていただきたいなと思います。韓流ブームという話もありますし、今後とも韓国からの日本への旅行者というのは増加するのではないかと思いますので、英語、中国語等とあわせてハングル文字というのでも翻訳に入れていただきたいと思います。

また、先ほど大久野島や町並み保存地区、湯坂はちょっと市の施設ではありませんが、こういったところに英語や中国語、韓国語の表記というものはまたありますか。また、あわせてお聞きしますが、先ほど御答弁の中にサイクリング拠点をつくるというお話がありました。このサイクリング拠点に外国語の案内板をつけるというお考え、またもうつける計画であるとか、ちょっとそういうところをお聞きしたいと思うんですが、お願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

現在、四国から尾道というような形で県の海の道構想と呼応した中で、サイクリングロ

一ドの開発というようなどころも行っているようなどころがございます。今後、また今環境整備として、一定には今の道の駅たけはらでありますとか竹原港、忠海港につきまして3カ所に整備をいたしました。こちらの新たな案内板であるとか標識とかというようなどころにつきましても、今後状況を見ながらではございますけれども検討をしていかなければいけないような課題だというふうに認識しているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） 大変申しわけないですが、設置するというところで、このたび竹原市の観光政策ではあります、国内向けとかそういう話をお聞きしているのではなく、インバウンド政策、外国人の旅行者に対していかに対応するかということをお聞きしているであります。その中で、サイクリング拠点をつくって外国人のサイクリヤーですかね、を呼んで、このきれいな多島美の見える瀬戸内海周辺を走っていただくという趣旨ではないかと思いますが、その準備がおくれているというのはちょっとインバウンド政策を進めていく上ではかなりの課題というよりも欠点であると思います。ぜひ、その辺のインバウンド政策という話でありますので、その辺のところを積極的に進めていただいて、より竹原市に來られた外国人旅行者の方が満喫できるような体制に整えていっていただきたいと思っております。

また、ちょっと個別にこのインバウンド政策のことをもう少し中身を触れて個別にサイクリングのこと等をお聞きしたいのですが、ちょっと時間の関係もありまして、少し次に行きます。インバウンド政策で別の視点のところでもちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

話は変わりますが、現在我が国は少子・高齢化が進み、人口は減少傾向にあります。本市においてもこの傾向は深刻なものであります。国立社会保障・人口問題研究所の試算によれば、2025年に約1億59万人、2075年に約7,808万人、そして2100年には現在の人口の半分の約6,241万人となるとされています。

言うまでもなく、人口の減少は社会の活力を失わせます。では、今の社会情勢、ライフスタイルの中で急激に人口を増加させることが可能かといえ、なかなか難しいのではないかと私は考えております。私はこの人口減少を改善するためには、移民政策が現時点で最善であろうと考えております。今回提言させていただいたインバウンド政策は、1番には不況にあえぐ地域経済の活性化が念頭にあります。しかし、もう一つのねらいは、外国人が訪れやすい、住みよいまちづくりを進めるための下準備を進めることにあります。対

外強行派のイメージが強い石原慎太郎東京都知事ですら、2008年3月20日の産経新聞のコラムに「新しい移民法を」というタイトルで、日本の人口の減少は大分前から知られていたことなのに、現在この事態になっても移民政策について根本的な議論が見られぬというのはおかしいというより、政治家たちの時代認識の欠如、危機感の欠如というよりないと述べております。

今、全国約1,700の自治体が、事の大小はあるとはいえ地域活性化に対して真剣に考え取り組まれています。ということは、自治体間同士での激しい競争ということになります。観光においても、国内の市場に目を向けるだけでなく、国外の市場にも目を向けなければ厳しい状況にあると思います。なぜならば、国外の自治体もインバウンド政策に取り組んでいるからです。提言というよりは意見かもしれませんが、私が何を申し上げたいかと言えば、本市がいやが応でもグローバル化の中に置かれた状況に今以上に危機感を持って臨んでいただきたいということにほかなりません。移民に関して一自治体が行える話ではなく、国の法律、施策に基づいてのことであるというのは私も重々理解しております。また、無秩序に移民を受け入れる危険性も重々理解しており、例えば日本の大学を卒業した外国人に永住権を与えとか優位な人材に対して国を開くという形で段階的に進めていけばよいと思います。

ただ、国においても、介護を含む医療の分野で外国人の登用を始めております。近い将来、移民の受け入れに対して柔軟化する可能性も考えられます。先んずれば敵を制するという格言ではありませんが、本市においても先見性を持ち、いち早く積極的に対応できる体制を危機意識を持って実現していただきたいと思うのです。これは、すべての政策を行っていく上でも通ずる考えであるとは思いますが。

さきの石原都知事の言葉ではありませんが、時代認識の欠如、危機感の欠如と市民にやゆされなような行政であってほしいと考えるのです。無論、本市に提言していく私たちにも責任があるということは私は十分に認識しております。インバウンド政策から派生し移民政策などさまざまな意見を申し上げましたが、これら全般を踏まえて市長の御所見をお伺いしたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（豊田義政君） 外国からの移民に関する施策ということも含めて、インバウンドから派生してお尋ねがございました。

こと移民に係る施策に関しましては、いろんな御意見がある中で非常に難しい課題、問

題であるというふうに認識をしております、一定には国の施策といたしますか、国家的見地から判断なり政策なりという部分、そういう国の部分が大きい部分というふうに考えております。

しかしながら、市といたしましてもグローバル化といたしますか国際化、それから観光立国推進という流れの中で、先ほど来御答弁申し上げさせていただいておりますように、観光パンフレットの翻訳版でありますとかという形で外国からのインバウンド、誘客促進を図っております。

また一方で、実際に居住されている外国の方に関しましても、例えばごみの出し方の外国語版でありますとか、あと最近ですけれども防災情報発信についても日本語を含む6カ国語で配信というような形、まだまだこれから普及をしていかないといけないんですけども、そういった取り組みもいたしております。ますますグローバル化が進む中で、国や県や他市町の状況も勘案しながら、こういう施策を実施する中で外国の方にとってもインバウンドという意味で訪れやすい、そして住みやすい環境整備というものは市としても進めていかなければならないというふうに認識いたしております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1番。

1番（山元経穂君） ぜひ、先ほども申し上げましたが、グローバル化の視点ということの一つ、国外にも目を向けるという視点を持って危機意識を持ちながら、しかし積極的に行政の向上、地域の活性化に努めていっていただきたいと思います。

3の表題であるバリアフリー化について、続いてお伺いいたします。

竹原駅のバリアフリー化は3つの面を持ち合わせていると思います。

1つ目はバリアフリー化の実現、2つ目は利用促進、3つ目は駅前地域の活性化です。それぞれが呼応し、三位一体的なものであると考えます。バリアフリー化の実現を目指しながら、例えば「たまゆら」を利用して駅前周辺でイベントを開催し利用促進につなげていくとか、駅前地域の活性化とも絡みますが、にぎわいを創出していくことも必要であると思います。

駅前地域の活性化についてですが、今週の日曜日、アイフル商店街で竹原きてみんな祭というイベントが開かれると聞いております。商店街にラーメン屋、雑貨屋などの3店舗が新たに誕生し、それにあわせ商店街全体で盛り上げていくような趣旨であると思っております。アイフル商店街の皆様が駅前周辺のにぎわいを創出させて活性化させたいという思

いを強く感じます。ですから、バリアフリー化の実現も早期に図るべきと思います。

3月の一般質問の際にもお話ししましたが、私も市民の会の一人として署名運動においても活動してまいりました。以下、会の中や署名活動中に聞いた市民の声を、ぜひ市長にもお聞きいただきたいと思います。

昨年7月、大雨による土砂崩れのため、竹原駅区間を含む呉線の一部が不通となりました。その間、不通区間はバスが代行していましたが、3カ月半後呉線は復旧しました。本来であれば喜ぶべきことですが、ある御年配の女性はこうおっしゃられたそうです。ああ、またあの階段を登らなければいけないのんと。

次に、駅前の市民の声を紹介します。私が署名をお願いに行ったあるところで、山元さん、あそこにお客さんがいらっしゃるでしょう。あの方はいつも竹原駅を利用して来られるんだけど、駅の階段がしんどいしんどいといつも言われている。聞いていたらお気の毒なんよ。早くあの階段何とかならんかねえと。

最後に、70代の男性の方の話ですが、この男性は大阪へ行った帰りに広島まで新幹線で戻られて、広島からバスで竹原へ帰られていました。理由を尋ねると、竹原駅の階段がわしにはつらいと。いずれも切実な市民の声だと私は思います。

署名活動をされた方々は、私が聞いた話と同様のお話を多々お聞きになられていると思います。そして、より切実に竹原駅のバリアフリー化を望む市民の声を感じられたと思います。私は、バリアフリー化の早期実現を図っていただくために今回再度一般質問で聞かせていただきました。

近々、市民の会が市長に託すと聞いている署名簿には2万4,565人のバリアフリー化を望む思いが詰まっています。先ほどの市長の御答弁に、市民の方々の思いという言葉がありました。この市民の方々の思いを市長はどのように御感受され今後の働きかけに精力を注いでいかれるのかを最後にお聞きして質問を終えたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員御提案のこのバリアフリー化でさまざまな波及効果もあるということでございます。と同時に、まず第1点は、やはりどうしても高齢者、障害者の方々を初め、市民の皆さんが安全・安心で移動できるバリアフリー化を一番に考えなければならないというふうに思っております。

したがって、そういった私もさまざまな市民の声、思いを聞かさせていただいておりまして、今年度に入りまして、副市長によりまして、5月、7月、2度にわたりました。

てJR西日本の広島支社に出向き、バリアフリー化について市の思いを伝えてきてまいりました。その中で十分JRのほうも検討をしていくということでございますので、今後一層JR西日本と、また本社を含めて協議を強めてまいりたいというふうに思っております。加えて、国のほうにおきましても制度の改正等ございましたので、国を初めさまざまな機関との連携の中で、より一層このバリアフリー化の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほどお話がございましたJR竹原駅利用推進市民の会の皆さん方も大変な御努力をいただいているということもお聞きしておりますので、そういった面も踏まえまして、引き続きこのバリアフリー化について取り組んでまいりたいと考えております。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって山元経穂君の一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、小坂智徳君の登壇を許します。

14番（小坂智徳君） 議長より御登壇のお許しをいただきました夢クラブの小坂でございます。昨年秋の改選後、2回目の一般質問であります、では通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

今回は2項目について質問をいたします。

まず、1点目の質問は、市民聴講生制度の導入を、これは高齢者を対象でございます、ぜひ本市においても実施すべきではなからうか、このように思い、提言をさせていただきたいと思っております。

この聴講生制度というのは、愛知県丹羽郡扶桑町が2002年に町立の小・中学校で、一般の人が希望をすれば授業を受講できる制度でありまして、全国で最初に扶桑町が導入をされ、他の自治体にも注目をされまして、各地でこの制度が導入されております。

具体的に先例市の御紹介をいたしますと、福岡県筑紫郡那珂川町においては「クラスメイトは孫世代」とネーミングをされまして、事業名は那珂川町町民聴講生制度、事業の目的は授業及び行事等の教育活動を広く町民に生涯学習の場として開き、町民と児童・生徒の共生及び協力により質の高い教育活動を展開することを目的としております。

事業のねらいは、1、学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場ととらえ、生涯学習としての再教育の機会とする。

2、地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域をつくり、地域が学校をつくるという関係を醸成する。

3、町民と児童・生徒がともに生活する場や学び合う場を持つことで、町民には生きがいを提供し、児童・生徒には思いやりと学習意欲の向上を期待する。

4、学習活動の場面によっては、聴講生も指導者として知識及び技能を生かすことができ、より質の高い学習活動が期待できる。

5、指導に適度な緊張感を与え、教員の意識の改革を図る。

事業の実施主体は那珂川町教育委員会である。また、連携、協力機関、団体は那珂川町の小・中学校、高校であります。事業予算は、経費は全く要らない。

実施に至る今日までの経緯は、全国で初めてこの制度を実施した愛知県扶桑町の実態を踏まえ、平成16年9月に視察研修、そして同年12月には聴講生制度導入までのスケジュールを作成し、平成17年2月に教育委員会に諮り、平成17年6月に広報紙に掲載をされ、最初の聴講生を募集をした。応募された方に面接を実施し、同年9月1日より聴講生制度をスタートした。

事業の内容は、町立学校で行われている授業に出席をし、児童・生徒と机を並べて勉強をし、学校教育の場を生涯学習の場として提供する制度であります。聴講生として受講する場合に特段の制限はなく、年齢、性別は問わない。町外在住者（ただし那珂川町へ通学できる方）はもちろん、外国籍の方でも受講は可能である。受講できる科目は、全教科を受講することも、また本人の希望する科目を選択をし受講することもできるわけでございます。

受講料は無料であるが、必要な教科書、教材、日用品は自己負担である。また、希望すれば給食も実費で児童・生徒と一緒に食べることができる。

事故などの補償制度はない。すべて本人の責任として対応をする。

平成20年度からは、町内にある福岡女子商業高等学校も受け入れをしている。科目は書道、珠算、情報処理に限られている。

事業の成果については、聴講生として受講をされた方は子供との触れ合いを通して生きがいを見出すことができ、また児童・生徒は聴講生を目の当たりにすることで勉強に対する姿勢、熱意を感じ取ることができ、教師は適度な緊張感を持って指導に臨むことができ

た。あるいは、大変メリットが大きく、また新規経費は全くかからないという事業である。実際に、聴講生の感想は、身近なところで子供たちの学ぶ姿を見ることができ、自分自身が学ぶ意欲がわき、生きがいの一つになっているとのことであります。

今後の課題といたしましては、聴講生の選考基準、いわゆるプライバシーの問題、児童・生徒への悪影響。

聴講生として教育課と学校で2回面接を行うが、学校内での知り得た情報を外部に漏らさないようにと伝えている。児童のテストの点数など、学校内でしか知り得ない情報が外に漏れた場合、その影響は少なくない。できる限り、自分の子供、孫が通学していない学校へ行ってもらうように配慮をされていच्छやいます。

聴講生の増員については、現在聴講生は20名であるが、広報紙による周知、インターネット、自治会、公民館、その他会合でPRをし、増員計画をしている。

そして、今後実施していく上で生じてくる問題は、現在まで受講生の事故や学校側でのトラブルは発生していないが、新たに問題が発生する可能性も視野に入れ、その際の対応をどうするかが課題である。

この先例市の事例を見ても効果があるのは間違いないところで、本市においても市長が掲げておられる元気なお年寄りであり、生きがいを見出し住んでよかった竹原市にしたいといつもおっしやっておられます。

本市の7月31日現在の人口状況も2万9,000人の人口で、65歳以上の方は9,200人弱。そして、今後高齢者になられる55歳から64歳までの方は4,900人弱の割合であります。こうした人たちを対象としたこの事業を、ぜひ本市においても導入されるように思っておりますが、市の御所見をお伺いいたします。

次に、2点目の質問であります。

竹原市の上半期における観光戦略の事業実施及び検証、そして下半期における対応はどのようにしているのかをお尋ねいたします。

私も昨年12月議会において、10月10日に実施されましたイベント、アニメ「たまゆら」を起爆剤とし、道の駅オープンにあわせ観光戦略を展開するべきではと御提言をさせていただいたところでもあります。

本年1月以降、私なりの視点から、主催者は別といたしまして市内での記憶に残っている行事、イベントを挙げてみますと、1月には恒例の黒滝山、朝日山の初日の出の行事、知事との道の駅におけるの交換会、吉名よがんすのお祭り、あるいは東京県人会、2市1

町とのトップ意見交換会、2月には市内各地での神明祭り、会議所のタケノコピクルスの受賞（全国1位）、3月には雛めぐり、そして地域ブランドの食材試食会、4月には桜まつり、宮床まつり、タネットの開所セレモニー、マツダスタジアムにおける竹原PR隊、仁賀レンゲまつり、最終回でございます。5月には、竹まつり、頼山陽、またJパワーにおいてのイベント、6月にはリフレッシュ的場の奉仕作業、7月にはアイフルにおいての七夕まつり、あるいは東日本大震災チャリティーコンサート、また竹原港開港記念式典、あるいは瀬戸内海クルーズ、住吉まつり、8月には各地での盆踊り、道の駅指定管理者への説明会、水上バイクレース、竹原市においての県内市長会、あるいは夏まつり花火大会、そして竹原市長杯権伝馬競漕。まだまだたくさんの行事、イベントも多くあったと思いますが、私の記憶ではこのぐらいになるわけでございます。

本市においても、昨年の「たまゆら」ブーム以来、市長におかれましてもことしに入り竹原発信のマスコミPRには力を注いでおられ、新聞、テレビ等でも竹原市のニュースも多く、一定の評価をさせていただいております。先日は、ゆるキャラのかぐやパンダも市内障害者団体による完成発表会がありました。

一方では、全国各地においては、若者を町に呼び込もうと地域振興策を目指して事業展開が行われています。特に、最近広がっているのが、スマートフォンのカメラを通して街角の風景を見ると、近くの観光スポットの情報が次々と浮かび上がり、音声で観光ルートを案内してくれるスマートフォン用アプリを無料配信して効果を上げているのが東京都墨田区であります。例えば、浅草駅、錦糸町、東京スカイツリーコース等を明記され、今では団体ツアー客の中高年が多かったところでございますが、最近では個人ツアー客の若者が増加したそうでございます。

また、栃木県宇都宮市では、空き店舗が多い中心市街地の活性化策として、若者対象の合コンを飲食店経営者等で企画をされ、大規模な合コンの宮コンには一晩で2,000人以上の若者が訪れ、開催日には寂れていた商店街が若者であふれ返っているそうございます。

こうした中、竹原市においての昨年秋から本年8月までにおける上半期の事業実施及び経済効果を踏まえた検証は、また後半の年度末の3月までにこの検証を参考にどういった観光戦略、そして先ほど紹介した新しい手法のPRも含めた事業展開をされるのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上が私の壇上での質問であります。場合によりましたら自席においての再質問をい

たしたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 小坂議員の質問にお答えをいたします。1点目については教育長がお答えをいたします。

竹原市の観光戦略に係る御質問についてであります。本市においては目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、本市の存在や本市の持つ魅力などを積極的に売り出すとの観点や開かれた市役所づくりを推進する観点から、本市の特色を生かす総合的なイメージアップ戦略に取り組んでいるところであります。

昨年秋から平成23年8月における観光関連施策の事業実施状況につきまして御説明をさせていただきます。

昨年度は、アニメ「たまゆら」を活用した情報発信、「瀬戸内 海の道構想」に呼応した情報発信、道の駅オープンに伴う観光パンフレットなどのリニューアル、憧憬の路やたけはら雛めぐりのイベントを県や関係団体との連携や協力により実施いたしました。

また、平成23年度におきましても、アニメ「たまゆら」を活用した情報発信、県の「瀬戸内 海の道構想」に呼応した情報発信などを継続して行うとともに、4月には桜まつり、5月には竹まつり、8月にはたけはら夏まつり花火大会などのイベント開催、新たには大河ドラマ「平清盛」を活用したPR、民放テレビで放映されたロケ対応などを、県や観光協会などの関係団体とも連携する中で実施してまいりました。4月の桜まつりでは1万人、竹まつりでは1万5,000人、花火大会では2万人の方が来られている状況からも、一定の観光振興や地域の活性化につながっているものと考えております。

アニメ「たまゆら」に関する具体的な取り組みにつきましては、まず広報10月号、2月号の表紙への「たまゆら」の掲載を行いました。昨年10月10日のたまゆらの日のイベントでは、一日市長任命式や先行上映会などを行い、市外、県外から約1,500名の方が来られました。2月から3月に行われたたけはら町並み雛めぐりでは、「たまゆら」と連携したポスターを作成しました。4月に実施されましたたけはら国際芸術祭では、町並み保存センターにおいて「たまゆら」などの作品美術展を開催し、文化創造ホールでの「たまゆら」の監督と美術監督による講演会においては約200名の参加があり、約100名が市外、約30名が県外という内訳でありました。

また、6月下旬から7月にかけてパリで開催されたジャパンエキスポに広島県が観光ブ

ースを出展するに当たり、アニメ「たまゆら」関連のプロモーションビデオや関連グッズ等を提供し、およそ20万人が訪れるイベントでとても盛況であったとの報告を受けております。さらに、日本政府観光局の韓国語サイト内において「たまゆら」を掲載していただきました。

8月には、神奈川県横須賀市で行われた2,000人規模のテレビ化記念イベントにも、NPOや商工会議所などとも連携して参加し、観光パンフレットやパネル展示などにより本市のPRを行ってまいりました。

詳細な検証は行っておりませんが、アニメ「たまゆら」の竹原イベントや憧憬の路を実施しました昨年10月の文化4施設の利用状況は、平成21年の約3,700人に対し平成22年は約8,500人で、2倍以上の増加となっております。また、2月から3月にかけて約1カ月半実施されたたけはら町並み雛めぐりにおきましても、文化4施設の利用状況は、平成21年度の約1万1,800人に対し平成22年度は約1万5,100人と、対前年比で約3,300人の増加となっております。これらの状況からも、アニメ「たまゆら」に係る取り組みの効果が一定には反映されているものと考えております。

次に、「瀬戸内 海の道構想」については、県が本年5月に構想の取りまとめを発表し、今後市町や近隣県との連携のもとに広域的な取り組みを推進し、意見交換を進める中で構想を進化させるとの趣旨で、副題を「中間報告」とされたところであります。

この「中間報告」を受け、本市としての取り組みを進めているところであり、県の各種事業に本市が含まれるよう働きかけるため、県が実施する関連事業の把握に努めるとともに、市としても道の駅たけはらやアニメ「たまゆら」など、新たな観光資源を積極的に広報、宣伝しながら、既存の観光資源のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

市としての「瀬戸内 海の道構想」に関連した取り組みとして、サイクリングの拠点整備として8月末までに竹原港、忠海港及び道の駅たけはらの3カ所にサイクルスタンドや工具などを整備し、サイクリストの立ち寄りやすい環境整備を図ったところであります。また、県が実証事業として11月に旅行事業者を対象に、竹原港を活用した体験クルーズを計画されていることから、新たな商品化につながるよう、県や関係者とも連携してまいりたいと考えております。

さらに、来年1月から放映予定の大河ドラマ「平清盛」では、大河ドラマ「平清盛」広島県推進協議会に本市も参画したところであり、事務局である県及び関係市町等とも連携

をしながら、イメージアップや観光客の誘致促進並びに経済の活性化に取り組んでいるところでもあります。

現在事務局である広島県において情報発信を行うとともに、パンフレット20万部、旅行業者などを対象としたガイドブック10万部、広島県に来た人へのガイドマップ15万部などを作成しているところでもあります。

議員から御提言のありました東京都墨田区でのスマートフォンを活用した観光スポット情報の提供や、栃木県宇都宮市での中心市街地の活性化策としての若者対象の出会いの場の提供については、新しい手法による取り組みとして、まずは先進地事例の調査研究をしてまいりたいと考えております。

今後の事業展開であります。10月には道の駅1周年イベントや憧憬の路イベントの開催、11月19日、20日にはアニメ「たまゆら」の竹原イベントの開催、また県の「瀬戸内 海の道構想」と連携した体験クルーズの実証事業との連携、大河ドラマ「平清盛」では県と連携した情報発信、2月にはたけはら雛めぐりなどを関係団体等との連携により実施していくこととしております。

引き続き、広報やマスコミを活用した情報発信を行っていくとともに、イベントの支援、周辺観光施設や地域との連携を図る中で、交流人口の拡大や観光振興、産業振興に努め、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 市民聴講生制度の御提言についてお答えいたします。

聴講生制度については、議員の御説明にもありましたように、平成14年に愛知県扶桑町において全国初の取り組みとして実施されたものであります。当時の扶桑町教育委員会は、この聴講生制度を開かれた学校づくりの一環として位置づけるとともに、教室に地域の方が入るとともに学習を進めれば、さまざまな面でのメリットが期待できるとして導入を図られました。

例えば、学校は地域の皆様から評価をいただくことで学校教育への理解を図り、時代に即応した学校づくりへの意見をいただけたとか、児童・生徒は受講生の熱意に感化を受けて学習に熱が入り、世代を超えた交流の中にいたりや気遣いなどの優しい心が育つというものです。また、教員にとっても、理解の遅い子への支援に回っていただくなど、学習活動を補助していただけることなどを想定しておられます。

特に、聴講生にとっては、改めて学習の機会を持てることや子供たちとの触れ合いの中に新たな生きがいを見つけられるというのがこの事業のねらいであります。こうした事業に共感が集まり、現在では神奈川県の大磯町や福岡県的那珂川町などで行われております。

このように、生涯学習の充実のための再教育の場として学校教育の場を活用しようという発想や聴講生自身の経験や知識技能を児童・生徒の指導に生かそうという考え方は大変興味深いものであります。この事業の成果や課題について、当該自治体の教育委員会や学校に直接問い合わせをして聞き取りをしましたところ、成果につきましてはいずれの自治体からも、町民が学校教育活動に参加することは新たな生きがいを創出するとともに、聴講生が真摯に学ぶ姿勢や態度は児童・生徒の手本となり、よい影響を与えているとの評価が聞かれました。

一方で課題につきましては、議員の御説明にもございましたが、受講生の不適格が生じた場合の児童・生徒への悪影響、個人情報漏えいの問題、学校はもともと同世代の子供たちが切磋琢磨して学ぶ場であるという保護者の考え方があることなどを挙げられており、保護者の皆さんの御意見を聞きながら事業を進めておられるとのことでもあります。

また、この聴講生制度を平成21年度から取り入れた神奈川県の大磯中学校では、さらに学習支援ボランティア制度を導入して教科学習の支援を実施されており、大きな成果を上げておられます。いずれの制度も、地域の方々の御協力を得ながら学校教育の充実を図り、同時に御支援いただく方々の新たな生きがいを創出する事業として位置づけておりますことは参考にさせていただきたいものです。

本市におきましては、これまで総合的な学習の時間や体験活動等において、地域の高齢者の方々の御協力をいただきながら学校教育の充実に努めてまいりました。しかしながら、御協力をいただく高齢者の方々の生きがいの創出までを視野に入れた取り組みではなかったのではないかと考えます。

竹原市教育委員会としましては、まずはこれまでの学校教育の取り組みを御提言の視点から振り返り、関係部署と連携しながら聴講生制度の検討を含めて生涯学習の基盤となる学校教育の充実に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁を終わります。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 再質問をさせていただきたいと思います。

ちょうど6月から議会中継が始まりまして、完全中継でございます。そして、後日ビデオ等々、そういった放送もあるわけございまして、ちょうどこれは私自身にいろいろと意見が入ったわけでございますが、小坂の聞く態度は悪い、手悪さが多い、そういったいろんな指摘をいただきました。私も、その後質疑等々をさせて一般質問はしなかったんですが、その後、質疑等々の1日目と4日目、そういったものを6,000円出しまして購入をいたしまして、見てみますとなるほど手悪さが多い。これは、恐らく63歳でございますが、小学校1年のときから学校の先生がお宅のお子さんは手悪さが多い、これがいまだに直ってない、こういった反省点。あるいは、聞く態度が悪い。恐らくこれは腰痛持ちでございまして、市長のように姿勢よく座ることができず、本当にこの放送といったものを大変恐ろしいという思いをさせていただいたわけでございます。

そういった中、もちろん質問内容、あるいは展開のやりとりの中で愚問も多いわけでございます。しかし、反面、議員の資質といったものも凶られているというのも確かでございます。そして、理事者側のほうにおかれましては答弁、こういったものも能力を問われている、このような思いもするわけでございます。

そういったことで、どうぞ私も持ち時間、あと1時間でございますが、精いっぱい質問展開をしたいと思っております。どうぞ、行政用語ではなくわかりやすい質問もいたします。そして、わかりやすい御答弁、こういったことをお願いをいたしまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私は今言いましたように63歳でございます。団塊の世代でございます。同じ世代には、恐らく先輩でございます前原教育長、あるいは1学年下の市長、そして2学年下の副市長、そしてこの議場の中には一番若い課長さんといったら豊田課長ではないかと思っております。そういったことで、今本当にこういった我々60歳以上の方が、あるいは65歳までお勤めになっていらっしゃる方もあろうと思っております。こういった日ごろの生活ぶりをされていらっしゃるか、退職をした。これを副市長、教育長、そして一番若い広島にお住まいの県庁から来られとる豊田課長、3人にそれぞれの観点からお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君）　ちょっと質問の趣旨がもうちょっとわかりにくいみたい。

14番（小坂智徳君）　まず、冒頭に言いますのは、私の見解とあるいは長年市役所へお勤めになった同じ団塊の世代でいろんな環境の中でいろいろと違うわけです。そういった観点から、身近に例えば副市長、忠海在住でございまして、隣近所の方、あるいは同世代

の60歳を迎えられた友人、知人、そういった方々が、1日朝から夜までどういった生活ぶりを大体されていらっしゃるのかという見方を、副市長あるいは教育長、あるいは若い世代の豊田課長、こういった方に見識の違いを後ほど言わせてもらおうと思うんです。率直な御意見をおっしゃっていただきたいと思います。そういうことです、議長。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 同年代の者として1日の生活ぶりという御質問だろうと思います。

私も61歳でございまして、本来であれば役所を定年退職しておるところでございまして、1日どういった生活をするかというのは、退職する前には私の趣味をやっぱり生かしたいというのが本音でありまして、いろんな今まで若い時分から行ってきた趣味等を生かしながら余生を送っていききたいと。とりわけ、農業に専念をしたいという大きな野望がございまして、そこらあたりは今もこれからも続けていききたいというように考えております。

議長（脇本茂紀君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 失礼いたします。

私の身边にいらっしゃる先輩、あるいは同輩の方を見ておりますと、非常に郷土愛に燃えて地域に貢献したいということで、バイタリティーあふれた方が多いなということで敬服しております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（豊田義政君） 私も含め私の周り、近所も含めて……。

（14番小坂智徳君「お父さんの世代」と呼ぶ）

あ、親世代の。父母は広島のほうですけども、定年しまして年金生活で、普通に、年金の範囲内でそこそこ過ごしておると思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ありがとうございます。

聴講生制度にかかわって、まずお尋ねをさせていただいたわけでございます。

副市長におかれましたら、まだ現在はこうした公的なお勤めで、将来身を引かれたら趣味を生かしたクッキーづくりとか農業とかそういった余生を送りたい、自分のことをおっ

しゃったわけでございます。また、教育長におかれましては、今日までいろんな意味で教育界で育てこられた方で、いろいろと隣近所を見ますと郷土愛に燃えていらっしゃる方が多い、こういった御答弁でございました。また、豊田課長におかれましては、いわゆるお父さん世代、自分の両親を照らし合わせてみると、年金生活で生活をやっているんじゃないだろうか、こういった見方ではないかと思えます。

まず、言いたいことは、俗に言います、以前にも言ったように退職、一応60歳でされましたら、働いた時間だけ余生20年、80、85まで計算しますと大体働いた時間というのは12万時間ぐらいになると思います。そして、退職をすると朝6時から夜就寝するまで約14時間余り、それを換算するとほぼ同じ時間になる。いかに、今豊田課長が言われましたように年金生活と言いましても、2008年の統計を見ますと全国1世帯当たり299万円、こういった数値でございます。また、その中で299万円の中で年金生活、年収をされておる方、年金をもらっておる方が70%でございます。今の高齢者の方といたら私どもを含めていかにお金を使わずに生活をしていこうか、こういったことではないかと思えます。私も経済人、あるいはこういったことをさせていただいておまして、いろいろと友達関係もまだ働いている方が多いんですが、いろんな地域によって違うと思えます。例えば北部の方だったらお百姓をするから朝6時に起きて、まず新聞を読んだり畑仕事をしたり田んぼ仕事をしたりそういったこと、そして昼までは用事がない方、用事がある方は病院に行ったり、あるいは先ほど言いましたように奥さんと一緒に、家族と一緒に量販店に行って時間をつぶしたりそういったこと、昼からは恐らくこの中継も見たいらっしゃろうと思いますが、横になりながら、小坂のやつうまいこと一般質問をせんなあというような批判をしながらいろいろとテレビ画面についていらっしゃる方、そういった生活ぶりではないか、このように思うわけでございます。

そういったとき、本当に今皆さん方が、どなたでも一緒だと思いますが、まず健康を一番に考えていらっしゃる方が多いと思います。恐らく、市長も以前は歩いておられたようでございますが、私と一緒になかなか長続きがしないから歩いてないんでしょうが、北部においても散歩をされる方、いかに健康が大事でないといかんか、こういったことに竹原市民の方は重点を置いてどなたでもいらっしゃるんじゃないかと思えます。そのようなことでもございまして、そういったとき、言い忘れたわけでございますが、公民館活動とかいろんな役職等をされとる方はある程度は時間がつぶしがきくと思います。もちろん市長も御承知のように、公民館においては竹原市内13公民館あって、利用者が17万人の方で

ございます。これは冒頭に言いましたように、いかにお金をかけずにいろいろと皆さん方とお話をしたり習ったり、こういった傾向ではないかと思うわけでございます。

そういったことでお尋ねをしたいわけですが、こういったいわゆる健康調査も含め、あるいは今回御提言をさせていただいております何を老後やっていきたいかというようなアンケートの調査、こういったものを健康を含めて市民の方にアンケート調査等々をされたことがあるのか。教育委員会よりは違う分野になろうと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 老後につきましてのアンケート調査ということについては、そのことに限ったアンケート調査というものは行っておりませんが、高齢者の抱える課題とか地域福祉、あるいは現在高齢者福祉の第5期の介護保険事業計画及び高齢者の福祉保健計画の見直しの作業を行っておりますが、高齢者福祉につきましてのアンケート等を実施はいたしておるところでございます。それで、また高齢者のそういったさまざまなニーズについてはいろんな場面でお聞きをしておる状況もあります。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 課長の答弁で何を求めているかいろいろとお聞きをしているという今御答弁だったんですが、その何を求めて行政におられるか、健康は別個にして、じかにいろいろと聞いた生の声とか今まで課長職として市民の方々から60歳あるいは65歳以上の方がどういったことを求めていらっしゃるか、参考に頭の中に残っていることを御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） まずは、何はともあれ生きがいを持って住みなれた地域で地域の皆さんと一緒に生き生きと暮らしていくと、こういうことであろうというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 担当課、あるいは理事者側のほうも御承知のように、全国の人口推計というのは、現在65歳以上の方は約23%余り、そして2020年には30%以上になる。そして、竹原市に置きかえてみますと、先ほど質問のときにも言いましたように、現在は約33%余りであるよ。そして、2020年には7月の終わりにもらった統計によりますと1万700人余りが65歳以上になる、こういった推計も出ておるわけでござ

ざいます。これは行政のほうから提出をいただいた参考資料から拾い出しておるわけ
ざいます。

そういったとき、本当に今回御提案をしております聴講生制度、もちろん一番いいのは
市民の皆さん方、全般に聴講生制度を設けるのがいいのではないかと思います、特にこ
ういった竹原市の人口割合、比率、こういったことを考えてみますと、ぜひ聴講生制度と
いうのは導入をしていただきたい。そして、お聞きいたしますと、県内ではこういった聴
講生制度といったものを設けている自治体はないわけでございます。私は二番せんじ、三
番せんじというのは嫌いなわけございまして、先陣を切ってこういった取り組みもぜひ
やっていただきたい。これは教育委員会の受け入れ体制等々もあろうと思います。もちろ
ん、課題点等々もいろいろと個々に質問の内容のときに言ったわけでございますが、何と
かできないものか、こういったことをいま一度御答弁できる教育部局、あるいは市長部局
の方に御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 失礼いたします。

生きがいということで、高齢者の方々を学校のほうへ導いてそちらで活躍していただ
けるという御提案でございます。

教育というのは古いものを新しい時代へ脈々と受け継いでいく、そういう営みでござ
います。そうした高齢者の方々からその経験やお知恵といったものを学んでいくというこ
とは、非常に大切なことだというふうに考えております。

一方で、生きがいというのは認められることでしょうか。社会とか周辺の人々から認め
られるという部分があるかと思えます。私はこうした高齢者の方々が学校へおいでいた
だいて、そして御自身の持つておられる知恵とか経験とかを子供たちに伝える中で役に立
ったといいますか、世の中に役に立っているという、そういう自己有用感というようなも
のを感じていただけるのが一番のその生きがいにつながっていくのではないかというふう
に感じます。

現在学校のほうでは、たくさん的高齢者の方をお招きしてゲストティーチャーというよ
うな形で取り組みを行っております。これまでの視点で生きがいというような視点で見
てきませんでしたので、そうした方々に対する敬意を持って接していくようなそういう教育
活動をもう一度見直してみたいというふうに思っております。そうした中で、議員から御
提言のありました聴講生制度も含めまして、学校での生涯教育の基盤づくりといったとこ

ろを取り組んでまいりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ちょうど7月の初めだったと思うんですが、私ども好奇心が多い人間でございまして、同僚議員の道法議員、そして大川議員、そして高重議員と、4名と一緒に大崎小学校のいわゆる土堂小学校の陰山方式、こういった勉強に行ってみようというようなことで、勉強に行かせていただいたわけでございます。そこで感じましたのは、いろんな見方の議員さんもあると思いますが、私は日本人というのは学ぶことは好きな人たちも多いのではなかろうか、こういった信念を持っておるもので、死ぬまで勉強という意味も含めてそういう観点からいいますと、まず担当の固有名詞は言いませんが、担当の先生がおっしゃいますのは、これは大崎小の教育関係の方でございます。8年前にみずから志願をして土堂小学校、当時の陰山方式、そういったものを勉強に行った。2年間土堂小学校で習われたそうでございます。そして、6年前に大崎町のほうへ町役場のほうへ帰られて、そしてそれからいろいろと小学校あるいは中学校等々に投げかけて、ぜひ陰山方式等々を導入をしていただきたいというようなことを校長さんにお話をしたそうでございます。やっと2年前から御理解を、現在いらっしゃる校長さんが導入をされたと聞いておるわけでございます。そして、わずか15分の視聴、授業でございます。これはどんなことかと言いますと、いわゆる御承知のように百マス計算等々で1行を5秒でやるのか6秒でやるのかはかっていないんですが、恐らくそのぐらいの計算で、私でもこのお子さんのようにできんわという感じももちろんいただきましたし、そのほか特に印象に残っておりますのは、早口言葉、そして松尾芭蕉の「奥の細道」とか「学問のすすめ」とか「雨ニモマケズ」とか「坊ちゃん」とかそういうような読書とかいろんなこと、あるいは俳句を使った五・七・五、身の回りのいろんな小さな出来事を俳句を使ったこと、そして何といいましても私自身はこの2年間でこのお子さんたち変わりましたかと聞きますと、まず私体育会系なもので思いましたのは、大きな声はされる、あいさつはされる、子供は生き生きとしとる、これは間違いない、このような思いを持ったわけでございます。また、ある程度私は地理等々は個人的には強いと思っておりますが、いわゆるプロジェクター、電子黒板のようなものを使って47都道府県を1つだけ抜き出してから、ここは広島県ですか、ここはどこですかというような方式をとられておるわけです。恐らくこの中でも四十四、五名いらっしゃる中で、ぽっと出たら恐らく中国5県はわかっても、関東のほうとかいろんなもんはわからんのじゃなかろうかという思いもしたわけでございますが、その大崎小

学校で感じましたのは、すばらしい教育をされとる、あるいはそこで思いましたのは、きょう御提言をいたしました、これはお年寄りの方々も一緒にこういうふうな勉強をすればいわゆる認知症、こういった予防にもなるのではなからうか、このような思いもし、参考で大崎小学校の例を具体的にお話をさせていただいたわけでございます。

私の知り合いも、最近どうもうちのお父さんが家に引きこもってぼけてしまつとるんだ、このようなお話を聞きまして、その奥さんがしっかりした方でございまして、中国新聞をとっていらっしゃる方はわかろうと思うんですが、週に多分土曜日か日曜日にプリントのような漢字とかいろんな計算のビラといいますか、そういう分が入っておるわけでございます。それを練習をさせて何とか認知、いわゆる言葉は悪いですが、ぼけ防止をさせているとか、きのう1日何をやってどのようなことをしたかというような、こういったこともおっしゃっておられたわけでございます。

こういった観点から言いましても、見方は違う事例を申したわけでございますが、ぜひ私は導入をしていただきたい、このように思うわけでございます。

また、扶桑町のほうの資料を見てみますと、これは平成19年に始まった総務省の頑張る地方応援プログラム、こういった事業の中で、これは議員各位も御承知のように、今までは国のほうがいろいろとメニューを提示をしてそれを評価する。この事業といったものはもう時限立法でなくなっているわけでございますが、みずから各自治体が提示をし、明記をし、そして事業提案をなささい、だったら予算づけをしますというのが恐らく3年間ではなかったかと思いますが、19年、20年、21年ぐらいで消えたんじゃないかと思いますが、こういった新しいいろんな事業といったものは、政権が変わってもいろんなところで私はあるんじゃないかというような観点から、理事者側におかれまして教育部局、あるいは市長部局において、このような新しいメニューといったものをいろいろと模索はされてメニューは持っていらっしゃろうと思いますが、こういった方式でできるようなそういった来年の予算に向けていろいろと協議といいますか、そのようなことをされているのか、この点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 聴講生制度という新たな制度を初め、さまざまなこれからの高齢者生きがい対策、あるいは学校教育の充実といった観点で御提言をいただきました。

本市としては、第5次の総合計画の中で「住みよさ実感」に向けた各種事業というもので、毎年前期、後期、5年ごとの基本計画を今定めて推進をしているところでござい

まして、前期の5年の中間年になるようなこともあって、また後期への次の計画というようなこともあって、現在そういった全体的な見直しも含めて事業計画については新規拡充というような観点で、今の議員の御提言についても取り入れて検討をしていきたいということで御理解いただきたく思います。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ありがとうございます。

時間のほうもあと35分になったもので聴講生制度についてはこれで終わりたいと思いますが、どちらにいたしましてもこれは従来でしたら教育部局のほうのいろんな受け入れ態勢とか観点からやるのが筋ではないかと思えます。しかし、私は今の竹原市の現状、あるいは高齢化をした比率等々を考えてみますと、ぜひ導入をしていただきたい、こういった思いが強いわけでございます。

特に、市長におかれましても、私どもにおかれましても、若さを失わないようにいろんな身だしなみも少しでもいいがにしようとかいろいろと健康維持には努めていらっしゃるわけでございます。退職をされた方ももちろん一緒ではないかと思えます。また、一般的には、冒頭に言うのを忘れたわけでございますが、子育てが終わって住宅ローンも終わり、そしてやっと仕事から解放されまして、これまでできなかったことを退職したら何か楽しみをつくってやっていこう、こういった思いではないかと思えます。そして、亀井課長のほうも言われましたように、いろんな意味で生きる喜び、こういったものを与えるその仕掛けづくりといいますか、こういったものが必要であり、それは私は行政であり、そして市長であり、我々議員の務めではないかと思っておるわけでございます。どうぞ、いろんな観点からこの高齢者市民聴講生制度、ぜひ来年度に向けて導入をいただきますようお願いをしたいと思います。

次に、観光戦略につきまして質問をさせていただきたいと思えます。

いろいろと御答弁をいただいたわけでございます。

特に、最初に市長を初め、褒めておきたいと思うのは、質問の中にも記載をしておりましたように、私は個人的にはことしに入って特に市長がいろんなところで個人的にお話する中でマスコミのPR、いわゆる竹原発信のマスコミを利用した発信をしていきたいというようなことで、新聞、テレビ等々にはニュースになることも多いんではないかという一定の評価もさせていただいておるわけでございます。

しかし、答弁の中に、これは私が意地悪なとらえ方をしておるわけでございますが、ど

うしても検証といったものは金額的に言ってどのぐらいの経済効果があったのか、金額に直してこういったものやっつけていってやらなければならないわけでございまして、「たまゆら」にしても雛めぐりにしてでも竹まつり、花火大会、こういった積算といったものは、昔は商工会議所あるいは各商店に担当課が伺って推計を、例えば今回のイベントで3億円余りの効果があったとか、そういう金額的な数値といったものはどのようになっているのか、この点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

個別のイベント等の検証という形の中ではなかなか現在整理ができていないところではございますけれども、一定には先ほど御答弁いたしましたとおり観光客統計調査というところの年間の統計調査を行っております。この中で、一定には総観光客数、これが平成22年の総観光客数でおけますけれども、それについては約8万1千700人竹原市のほうにいられているというような形の中で、前年度、平成21年度からは約1万9,000人増加しているというような状況でございます。

観光消費額というような形の、これも推計ではございますけれども、これにつきまして平成22年で約27億5,000万円という市域での全体での推計という形になっておるといような状況でございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） これは課長、どういった調査、推計の仕方をされたのか、後ほど結構でございます、御答弁をいただきたい。

そして、検証はそのぐらいにいたしまして、それは御答弁は後で結構でございますが、これから下半期においてどこにどういった的を絞っていくのか。例えば、今から始まる「たまゆら」のイベントに的を絞るのか、あるいは町並みに的を絞るのか、あるいはグルメに的を絞るのか、またあした質問をされる山村議員の中にもありますような海を活用した的を絞っていくのか、そういった戦略的なものがもしあればそれも御答弁をいただきたい。

まず、その2点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

まず、こういった形で推計をされているとか、という形の御質問でございますけれども、これにつきましては実際に従業員10名以上の宿泊施設の状況でありますとか、今の文化施設の状況でありますとか、今のイベントである観光客数等を換算をいたしまして、それから全体的なものをはじいているというような状況でございます。

2点目の戦略的というような形でございますけれども、特化したような形ではありませんで、基本的には今議員の御指摘もございましたような形の中で「たまゆら」、あるいは町並み、海を利用したようなところにつきましても、また新たな観光資源である道の駅たけはらというようなところも活用をしながら、できるだけその辺のところ相乗効果というような形のものにつながっていくような観点から、できるだけそういう誘客促進とか観光客の増加につながるようなところにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 課長、しつこいようなんですが理解がないもので。81万人余り来られましたよ。平成22年度は金額的には27億5,000万円ぐらい竹原市のほうに落ちておりますよ。こういった解釈でいいわけですか。違ったらまた。それじゃあ、それは例えば1人が大体幾ら使う、これは主に宿泊のほうウエートを占めるとかお土産とかというその基礎的なデータの積算根拠の数値というんがあるんじゃないんですか。これを私どもは20年間もさせていただいたらある程度は予測はできるんですが、そういうじゃあどっから27億5,000万円という経済効果、金額が出たんかというのが市民の人たちにはわからないのではなからうか。あるいは、御商売によったら勝ち組と負け組の方がいらっしゃって、うちは幾ら道の駅ができて、あるいは幾ら「たまゆら」になっても、一つも利益向上にはなっていない。それは、もちろん個々には営業努力、企業努力、こういったものもあると思います。

そういった観点から言いましても、こういった計算で27億5,000万円か。しつこいようで大変申しわけないんですが、市民の方々にわかるような、あるいは我々議員にもわかるような積算の算出基準といったものをお示しをいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

観光消費額の内訳というような形の御理解でよろしいでしょうか。基本的には、全体的な観光消費額の内訳として交通費あるいは宿泊費、その他お土産等の内訳になると思いま

す。その中で、基本的に町並み保存地区であれば交通費が幾らであるとかその他が幾らであるとかというような形の中で、また湯坂温泉郷であるとか大久野島におきましては宿泊がメインになりますので、そういうところのホテルの宿泊施設のほうの利用状況、明らかに実績等の数値のほうはございませんので、推計によりましてそういうところの積み上げをもとに観光消費額を積算しているというような状況でございます。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） わかりました。

今後も、どなたが聞いてもわかるようなこういった推計の金額の算出基準といったものも、恐らく正確でしょうが、27億5,000万円というたら相当な波及効果があったというようなことで、御商売をされとる会議所へ加入されとる1,000社余りの方に説明ができるような、あるいは市民の方に説明ができるような積算方法といったものもよろしく願いをしたいと思います。

次に、前回12月議会でいろいろと質問展開をさせていただき、その後どうなったか、あるいは対応はどのようにされたのか、こういった点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、JRに対して「たまゆら」の水色の切符、どこでも行ける行く先のない切符でございます。これをぜひ売り出すべきではなかろうかというような御質問展開をさせていただいたわけでございます。この水色の切符はいまだになっても全然見ないんですが、どういったJRとの交渉、あるいは関連の観光協会、会議所等々連携をとってやられているのか。「たまゆら」の出てくる水色の切符、これがまず1点。

そして、12月の議会ではチーム「たまゆら」を、庁内あるいは市外の方々と2つのチームぐらいをつくっていろいろと今後「たまゆら」に関するいろんな対応策をとっていきたい。この件につきまして今日までどういった会合を持っておられるのか、庁内ではどういった体制でどのような体制を組んでどのようなことをされているのか、こういったことについて御質問。

そしてもう一方は、いろいろとこの観光面については「たまゆら」だけではなく、以前から受け入れ態勢といったものがいまだにどこも「たまゆら」だけではなく観光面についてばらばらであるという認識を皆さん方は持っていらっしゃるわけでございます。たまたまこの「たまゆら」に関したらNPOさんがやっっているわけでございますが、今

後すべてにおいてのその観光の受け入れ先の窓口の一本化、こういった宿題も言ったわけ
でございますが、以上の点につきまして12月以後どういった取り組みをされたのかお聞
かせをいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

まず、JRとの水色切符というところがございますけれども、これにつきましては観光
も含めて企画のほうとJRのほうとお話をさせていただいたんですけれども、なかなか営
業面の中で実現というところが難しいというようなところで、今はできていないというよ
うな状況でございます。

それから、チーム「たまゆら」という形の中での取り組みという形になりますけれど
も、今年度4月以降でありますけれども、6月と7月に2回ほど会議を行っております。
これにつきましては松竹のホームページのほうでも発表されておりますけれども、11月
19日、20日に竹原で2日間イベントを実施するというようなところがありますので、
そういうこれからのイベントのどういう形のものやっていくかとか、そういう状況を関
係者と協議して、実際に今協議を行っているという段階でございます。

それから、受け入れ態勢の整備という形の中で窓口の一本化という形での御質問でござ
いますけれども、基本的には観光のほうで一定には窓口として行っているというような状
況でございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ちょうど6月に、「たまゆら」に関する大崎商専の学生さんから
手紙が私どものほうの家に来たわけでございます。それはどういったことかと言います
と、いわゆるこの学生の皆さん方というのは10人余りが映像を通した、あるいはアニメ
を通したいろいろと卒論といいますか論文といいますか、そういった勉強をしている、あ
る研究室の名前を言うと申しわけないもので、小坂さんが12月に一般質問をされて興味
を持ったんですが、ぜひいろいろと意見交換をしたいというような手紙の内容でございま
した。

私はめったにホームページなんかを開いて見ることはないんですが、やっぱり「たまゆ
ら」の関心とか映像に関する関心、アニメに関する関心というのは、ただ身近な大崎です
から感激というのはそう強くなかったわけでございますが、そういった経緯がございまし

て、いろいろと教授を交えてお話をさせていただきました。そういったとき、なかなか鋭い質問をされるなと思ったんですが、何分にも私ども行政マンではないもので、答弁にも困ったようなわけですが、議会とか行政とか「たまゆら」に関するとらえ方というのはどういったことですかというようなこともおっしゃっておられました。そして、その後、市のほうはどういった「たまゆら」をもって売り出しをされるのか、そういったことはわかりませんか、こういったこともおっしゃっておられました。

そして、彼たちはいつも「たまゆら」のいろんなインターネットを見ていらっしゃるんでしょう。今回も10月にはTSSのほうで放送がされるわけですが、それに関してどういったアクションを起こされておるんでしょうかというような、立ち入ったいろんなことをおっしゃっておられたわけですが。そういった観点から言いましても、私が言いたいのは、いろんに全国で、やはり先般も8月14日か13日に横須賀のほうで、これは主人公の沢渡楓という子が中学校時代の思い出の住んでいた地というようなことでお祭りがあったわけですが、今回は竹原市のほうにおいても11月19日、20日にやられるそうでございますが、そういった観点から言いましても、いかに私たちが知らないいろんな世界、マニアの方がいらっしゃるということを思ったわけでございます。そういったことで、参考に11月に向けての竹原市の取り組み、大筋で結構でございます。「たまゆら」に関する件につきましてどういった対応をされるのか。聞き漏らしがあったかもわかりませんが、お話をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 失礼いたします。

「たまゆら」の今後の取り組みというような形の御質問ではなかったかと思えますけれども、一定には昨年10月10日に「たまゆら」の日のイベントというような形で一日市長を任命し、先行上映会でありますとか声優とのトークショー等がございました。詳細についてはこれから制作会社のほうから明らかにされると思えますけれども、一定には昨年やったような形のイベントも計画をする中で、関係者も含めて連携して取り組んでいくというような形で連携してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今回の質問が幅広くどっからでも入れるような質問展開でございまして、大変申しわけないんですが、一番気になる道の駅の指定管理者、先日説明会があ

ったわけでございます。私どもの認識は、前回は公募は約3社余りあった。そして、今日まで10カ月余り、市のほうが直営で運営をされている。そして、説明会でもお話を、副市長あるいは担当課長がおっしゃっておられましたのは、市がノウハウを持たないいろんなことを今日まで地域ブランドの推進協議会が主体でやってきた。そして、利用状況、あるいは基礎づくり、こういったものもつくってきたというような御説明でございました。

しかし、気になりましたのは、文章はまだ詳細まで見てないんですが、私が違っていたら御指摘をいただきたいんですが、いわゆるフレンチのほうはそのまま生かしていただきたい、あるいは料理人も生かしていただきたい、従業員のほうもそのまま雇用をしていただきたい、そういった解釈をしたわけでございます。ですから、以前説明があった説明とは相当私は開きがあるのではなかろうかという思いも、見解の相違があるかと思います。そういった思いを持っておるわけでございまして、もしこの点につきまして基本的な今回の指定管理者に対しての募集に関して、11月までには1社を決定されるんですが、選考方法とかあるいはいろんな基準とかというのは以前よりは違っておるところはもちろんおっしゃっていただき、そして今日までの経過は結構でございます、こういったポイントで募集して管理者をしていくのか、この点につきまして御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 指定管理者における公募の選定方法というような形でございますけれども、これについてはプロポーザル方式というような形で行うような形にしております。この方式につきましては、公募によりまして受託希望者からその目的に合致した事業計画書を提案をしていただきまして、その中から企画、提案能力が最もすぐれたものを審査会において候補者として選定をしていくというものでございます。

それからまた、今さっきレストランの従業員とかそういう形の中で、仕様書等に記載をしておりますけれども配慮をしていただきたいというような形で、特別にもう必ずしも雇用をするというような形ではなしにそういう形で配慮をしていただければというような形の記述にしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） じゃあ、二、三点だけ、この道の駅に関する。今その料理人の方とかあるいは従業員の方、これは配慮をしてということで、言葉はいろいろとらえ方があ

るんですが、どこまで配慮をするんが、100%配慮するのが配慮なんか、あるいはもう無視するんが配慮なんかという思いもするわけでございます。その辺のともいろいろと労使関係もあろうと思いますが、恐らく以前の議会の説明では、これは一たん切りますよというような御説明ではなかったかと思えます。私のほう、フレンチは別ですよ、レストランのほうは別にいたしまして、そこらもいろいろと後で問題にならないような方式をとっていただきたい。そして、時間もないから焦って言うんですが、今の配置にしても結局は人件費が一番かかるという、これは計算は恐らく細部にわたってはやっていない。ここらがやはり一番ネックになってくるのではないかという思いもするようなもので、一つ御配慮をいただきたい。

それと、私も傍聴はいけないというようなことで企業として説明会へ行かせてもらったんですが、恐らく15社か14社、そして地元の方もたくさん来ていらっしゃいました。あるいは、見かけない他の地区の方もいらっしゃるのではないかと、こういった思いを持っておったわけでございます。しかし、前回の例も踏まえて見てみますと、地元の方にプロポーザル方式でいろんな御提案が下手な方もいらっしゃろうと思えます。地元の利点といったそういったことは、私は前回の件を踏まえてもある程度は加味をしてあげるべきではなかろうか、こういった思いもするわけでございます。ただ、行政ですから中立公正でなければいけないというような面はあろうと思えますが、ぜひその辺のところも、拡大解釈をするわけではないですが、地元の方を優先に、あるいは地場産業育成の観点からも、いいときは地場産業育成、あるときは地場産業育成と言いながら、提案能力はある会社企業。こういったところで、いろいろと私は失礼な表現ではございますが、後ろ指を指されないようなそういった選定方法といったものをくぎを刺しておきたいということ、答弁は結構でございます、言っておきたいと思えます。

道の駅に関しましたらそういったことで、それと気になる点につきまして。あそこに、大変これは個人攻撃でも何でもないんですが、統括マネージャーの方が本当に1人いらっしゃろうと思えます。いろんな地域ブランドの開発をさすとか、あるいは道の駅を管理をさすとかというようなことでもう1年半余りいらっしゃるわけでございますが、この方の処遇とかあるいは勤務ぶりとか、あるいは当初よりは相当私は違った解釈の雇用形態になっているのではないかと、こういった思いを持っておるわけでございますが、これは個人攻撃でも何でもないわけでございますが、そういった現在支配人的なことをされていらっしゃる方の役職、役名といったものは今後どういった扱いをされていかれるのか、御答弁を

いただきたい。それと、年収幾らぐらいなんか、参考のために。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長、答弁。

観光交流室長（堀信正純君） 統括マネージャーの役割というような形でございますけれども、基本的には今の営業部門である売店、レストラン等にかかわっての道の駅、運営管理に携わっていただいているというような状況でございます。

年収等というところについては……。

（14番小坂智徳君「言われなかったらええです」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 嫌な質問をして本当に申しわけないと思ったんですが、ただ私はその人の処遇といったものは大変いい意味、悪い意味で生かしてないのではなかろうか、こういった思いを持っておるわけでございます。ぜひ、いろんなノウハウを持った大手の会社から選んだ方でございます。生かすも殺すという言葉は大変失礼なんですけど、そういった活用方法を、ぜひ担当課のほうにおいたら生かしてあげるように、力を発揮してあげるように、そういった御配慮をいただきたいと思います。

時間のほうもあと7分余りでございますが、先般ある人と話をしておりましたら、もちろん湯崎知事におかれましては、海の道構想で海のほうには力を入れていきたい、こういった思いでおられるといったことはお聞きをしたわけでございます。

そういった中、いわゆる海の駅といったものが全国には約132カ所余りあるわけでございます。そして、全国でも、今広島県で1号になったのが2000年のゆたかではなかったかと思えます。瀬戸内海には44カ所、県内には13カ所、こういったこと。そして、県が進めている瀬戸内海の温暖な波もない、そして一年じゅうプレジャーボート等々が楽しめる最高のところではなかろうか、こういった視点。しかし、問題点もあるわけでございまして、この海の駅といったものを知っている方といった者は10%余りである。あるいは、経営もなかなか難しい。そして、係留をするのももう5隻以上になるとなかなか受け入れも難しい係留方式である。あるいは、予約しても断られる。あるいは、漁港等に置かせてくださいといっても漁師さんたちと色々なトラブルがある。こういったことも聞いておるわけでございます。

そして、恐らくあした山村君も海の駅に関したら質問をされると思いますが、竹原市において14番目ぐらいの県内で海の駅等々をやっていく思い、あるいは作業を進めてい

く、そういった考え方があるのか、この点につきまして御答弁をいただきたい。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 海の道構想にかかわって、本市におけるそれに呼応した取り組みはどうかという御視点での質問だろうと思います。

私が考えておりますのは、湯崎知事の海の道構想は、まず基本にあるのは現下の我が国における人口減少、あるいは高齢化社会における大きな問題点は何かということになると、一番には市場規模が大変労働力の減少によって縮小されるといったことで、我が国におけるこれからの高齢化社会における歳入歳出の需給バランスというものが大変厳しくなってくる。

そして、片一方では、グローバル的な社会においてはアジア圏において新興勢力等の勢いが大変強くなってきたということで、我が国における輸出というものが大変製造業を中心に縮小をされてくるといった、全体的な歳入縮小というようなことがこれから大変懸念をされるという観点の中で、本県及び本市においては新たなイノベーションといいますか新しい施策というものも必要であろうと。その一環として湯崎知事が言われておるのは、時間が余りないんですけども、ここをちょっと抑えて伝えたいですね。その中で、今までこの新しい戦略としての観光戦略という中に海の道構想にかかわった、先ほど議員言われておる海の駅というものの位置づけは、例えばこれからの戦略というものがインバウンドということになった場合には、空港から例えば今までは宮島という一つの点であったもの、それを空港から宮島、宮島から竹原といったようなそういう……。

（14番小坂智徳君「だから、するんかせんのかどうい
うふうになったという」と呼ぶ）

そういうことをやっぱりつなげていくためにも、そういった拠点というものが必要である。そういう状況がこれから出てきますので、本市においてもそういう拠点性を考えた海の駅というものも検討していきたいということで。大変時間がないので説明が不十分な点もあると思います。失礼しました。そういうことでございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 少し時間がオーバーするかもわかりませんが、議長にお許しをいただきまして、最後の質問をしたいと思っております。

今の御答弁、よく理解ができます。じゃあ1点だけ、言葉を返して申しわけないんですが、9月30日に県のほうが締め切りをしておるいわゆる瀬戸内海の道プロジェクトとい

うような事業が予算総額1,000万円ぐらいで、これはどんなことかと言いますと、いわゆる瀬戸内ブランドに関するもので、船に関する事、航路に関する事、あるいはサイクリングに関する事、瀬戸内の食に関する事、あるいは宿に関する事、朝夕の景観に関する事、イベントもいいですよ、あるいは発展性のあるものをしていただければ各自自治体がいろいろと応募をなささい、こういった事業があるというのを今思い出したんですが、県のある方とお話をして、竹原市はじゃあそういった応募をしようとてんですか。まず、それが聞きたいということ。

そして、最後に市長さんになるんですが、長々といろいろとまとまりのないような質問展開になったんですが、聴講生制度あるいは今の観光戦略をにらんでいろいろと今後どのようにしていくのか、それを最後に御答弁。今の冒頭に言いました海の道プロジェクトの応募をされているのか、それから御答弁をいただきたい。これが最後に議長、いたしますから。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） お答えします。

海の道プロジェクトの9月の締め切りということでございますけども、説明会を受けておりますし、我々はまさに竹原市、瀬戸内のど真ん中の位置でございますので、海関係につきましては積極的に我々も提言し、そういった計画にのせていただくよう働きかけをしていきたいというふうに思っております。

また、御提言ありました聴講生を初めこれからの生涯学習、あるいは高齢者の生きがい対策というものは、新たな視点を持ちながら施策展開をしてまいりたいと考えております。

（14番小坂智徳君「終わります」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） 以上をもって小坂智徳君の一般質問を終結いたします。

2時45分まで休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成23年第3回定例会議にお

ける一般質問をさせていただきます。

まず最初に、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現を目指した第5次竹原市総合計画が策定されて既に1年半が過ぎました。また、広島県においても、都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、縦覧に付されたところであります。

平成15年3月に策定された現行の竹原市都市計画マスタープランは、その目標年次をおおむね20年先を見据えた平成32年とし、市総合計画等との調整から、平成22年を中間年次として設定すると明文化しているところであります。本来ならば、都市計画法第18条の2の規定により、第5次総合計画に基づいた改定がなされなければならないはずであります。現行マスタープランの目標達成度に対する評価とあわせて市長の御所見をお伺いさせていただきます。

次に、竹原工業流通団地は県費約46億9,000万円、市費約4億6,000万円、計約51億5,000万円もの巨費を投じて平成7年12月に竣工をしましたが、進出企業は1社に、分譲済み面積は0.7ヘクタールにとどまっています。残余の団地面積は12.4ヘクタールであり、実質的にはいわゆる塩漬け状態となっており、広島県と竹原市にとって重要案件の一つとなっているところであります。

竹原工業流通団地問題を解決するために有利な法制度として、平成19年5月11日に施行された企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法がありますが、残念ながら竹原市はこの制度に即応できず、機会を失いました。

もう一つの法制度は、本年8月26日に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再生エネルギー特別措置法であります。

ソフトバンクの孫正義社長の提唱した自然エネルギー協会は、去る7月13日に秋田市において設立総会を開催し、会長に石井正弘岡山県知事、副会長に黒岩祐治神奈川県知事と飯泉嘉門徳島県知事を選出し、自然エネルギーの普及、拡大に向けた秋田宣言を採択をいたしました。

この自然エネルギー協会に積極的に参加した鳥取県の平井伸治知事は、塩漬けとなっている遊休工業団地の利用方法として、メガソーラー基地としての有効活用がベストである旨の主張を繰り返し表明されています。湯崎英彦広島県知事もこの自然エネルギー協会に参加されています。県、市にとって懸案となっている竹原工業流通団地をメガソーラー基

地として活用するよう知事に早急に協議の申し入れ、要望等をすべきものと考えます。市長の御所見をお伺いさせていただきます。

3、戦後、家計も赤字、企業も赤字、国家財政も破綻という国民経済崩壊の中で、国家と地域再建の財政基盤の根幹をなしたものはやはり税でありました。そして、日本の奇跡と言われた高度経済成長を実現した財政基盤の根幹もやはり税でありました。戦後のハイパーインフレの中で、国民の租税負担には相当過酷なものがあり、全国各地で自営業者等によって組織された民主団体による税務署への集団抗議活動などが積極的に展開されたのもこの時期であります。

こうした中、郷土の偉人である当時の大蔵大臣池田勇人は、国民の租税負担軽減のための数次の減税措置を講ずるとともに、納税貯蓄組合法を創設して納税貯蓄を奨励し、収納率の向上を図りました。この納税貯蓄組合と前納報奨金制度が納税者の経済的動機となって徴収率の維持、向上が図られてきましたが、竹原市においては根強い反対意見があったにもかかわらず、両制度廃止を強行し、徴収率低下の一途をたどっているところであります。

こうした苦境の打開策として、納税方法の多様化による納税者の利便性の向上と徴収率の向上を目的として、地方税法に規定した督促手数料に関する規定を無視してこれを廃止、コンビニ納税を実施しました。巷間、コンビニ納税によって徴収率が向上したとの風説が流布しています。コンビニ利用者数の件数及び納税額とそれぞれの税目における徴収率を対前年度比でお示し願います。また、滞納者に係るコンビニ納税の状況と各税目ごとの現年度分と滞納分を合わせた収納率についても御教示願います。さらに、今後の徴収体制のあり方、特に国保税について実効ある徴収体制をどのように構築されていかれるのか、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

4、給食センターの民営化につきましては、議会の意思として20年来の論争に終止符を打ち、市内小・中学校全校の給食完全実施への道を選択したところであります。

しかしながら、民営化後、給食配送業務委託契約に関して監査請求が提起され、住民訴訟へと発展しているさなかに、給食への異物混入という学校給食法第9条第3項の規定に抵触する事態が引き起こされ、今後予定されている3校の給食実施へのハードルが極めて高くなることが懸念されるというゆゆしき事態となっているところであります。この一連の事態は、民営化の結果として避けることのできない本質的なもの、あるいは必然性であるとの指摘が一部にあります。この点について教育長、市長の御所見をお伺いさせてい

たきます。

また、給食配送業務に関する訴訟について報告を求めるとともに、この一連の事象について教育委員会はどのような報告を受け、教育委員長を初めとする各教育委員はどのように認識されているのか、教育委員を代表して教育委員長に説明を求めたいと思います。

最後に、憲法第94条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定していることを受けて、地方自治法も第14条において条例制定権を保障しているところであります。

この憲法並びに地方自治法が保障した自治立法権に基づいた先進自治体の苦闘が、やがて中央集権による全国画一、省庁縦割り、没個性という国法の執行として地方行政観を克服し、地域個性、地域総合、地域先導という政策、制度開発を結実させ、平成11年7月の地方分権一括法とその後の地方自治法の改正へとつながっていきました。

こうした自治体条例が先導して国法の改正に結実していった事例として、歴史的町並みに文化財としての価値を認めた昭和50年の文化財保護法の改正があります。改正前には、既に金沢市の伝統環境保存条例、高山市の市街地景観保全条例、松江市と倉敷市の伝統美観保存条例、南木曾町の妻籠保存条例、京都市の市街地景観保存条例が制定をされてきました。こうした先進自治体の結集体として昭和48年に全国伝統的建物保存地区協議会が設立され、昭和50年の文化財保護法改正への道を切り開いていったところであります。

現在、全国の自治体において、自治体独自の地域課題に対応するための个性的かつ多様な条例が制定されています。例えば、岡山県井原市は、合併前の美星町の美しい空を守る美星町光害防止条例を継承して、美しい空を守る井原市光害防止条例を制定しています。また、美祢市は、秋吉台、秋芳洞に代表される観光資源や各種天然資源に恵まれ、先人から受け継がれてきた歴史、文化が息づく美しい町を継承発展させていくためには、地域経済を支えるための産業振興が必要であるとして、美祢市産業振興条例を制定しているところであります。

こうした先進事例は、職員倫理条例、農業基本条例、商業振興条例、観光振興条例、食育推進条例等々、地産地消条例も含めて数多く存在しているところであります。しかしながら、竹原市の例規は、国法の執行に対応する例規すらも満足に整備されていません。条例は、住民の誇りとそれぞれの自治体の持続可能な地域経済の再生を可能とするためのま

ちづくりに向けた政策の方向性と職員倫理向上と地域住民の自治能力向上の指針ともなるべきものであり、二元代表制度下における市長と議会の双方に求められている政策立案能力の強化にかかわる本質的な問題でもあります。

急速に進行する少子・高齢化による人口減少、素材提供型産業から価値創造産業への構造転換、観光産業の強化等、時代の変化と要請に即応し得る竹原市例規・要綱の見直しと整備を急ぐ必要があると思いますが、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

以上をもちまして壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を求めます。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 宮原議員の御質問にお答えをいたします。

3点目につきましては副市長、4点目につきましては教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。竹原市都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2の規定に基づき市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める必要があることから、まず住民の意向を反映させるため、ワークショップ方式を採用し、平成13年度に土地利用の類似性、日常の生活圏、地域特性や地理的条件などに配慮して、竹原都市計画区域を竹原地域、吉名地域、大乘地域、忠海地域、北部地域の5つの地域に区分し、たけはらまちづくり井戸ばた会議において意見交換や討議を行いながら、市民版まちづくりの方針を策定いたしました。

その後、平成14年度に、学識経験者、関係機関、地元市民から成る竹原市都市計画マスタープラン策定委員会を発足させ、ホームページや公民館等の閲覧による意見募集も行い、先ほどの市民版まちづくりの方針を参考にするとともに、地域別のまちづくり方針や目標年次をおおむね20年先を見据えた平成32年に設定した全体構想を委員会において検討を行い策定したものであります。

まちづくりの基本的な方向性としては、地域の特性を生かして固有のまちづくりを進めることが重要であることから、本市においても瀬戸内海の風光明媚な自然や海の活用、また歴史と文化を生かした特色ある元気なまちづくりを市民とともに取り組んでいく必要があると考えております。

御指摘の現行の竹原市都市計画マスタープランの見直しにつきましては、平成21年3月に策定した第5次竹原市総合計画の将来像のフレームとして、目指す人口や都市の構造などとおおむね整合を図っており、今後本市において都市計画法の改正や本市の個別の都

市計画との整合性が著しく合わなくなったときなど、適切な時期に改訂を行ってまいりたいと考えております。

なお、本市の都市計画マスタープランは、竹原市総合計画及び国や県の上位計画を踏まえて長期的視点から都市の将来像を描くとともに、その内容を実現するためのまちづくり分野における総合的な指針となるものであります。

目標達成度に対する評価につきましては、本市の都市計画マスタープランに掲げられた土地利用、市街地整備、公園緑地の整備、下水道の整備などの個別の都市計画事業ごとに今後評価することとしており、これらを集約することで都市計画マスタープランの目標達成度が明らかになるものと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。これまで議会から再生可能エネルギーを活用した事業についてる御提案をいただき、特に竹原工業流通団地においては、分譲面積の大きさからメガソーラーの誘致の御提言をいただいているところであります。

再生可能エネルギーについては、東日本大震災による原発事故を契機に、本年8月26日に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保と、もって環境の保全に寄与し、国民経済の健全な発展に資するため、電気事業者による新エネルギーで発電された電気を一定期間、価格で買い取ることが義務づけられました。これにより、新たな電気事業者の参入促進が図られるなど、再生可能エネルギーの普及、拡大に向けた効果が期待されているものであります。

また、全国35の道府県が参加する自然エネルギー協議会においても、参加団体はそれぞれの地域の自然エネルギー資源を活用し、普及、拡大の取り組みを推進すると行動宣言に盛り込み、広島県もこの協議会に参加しているところであります。

このような状況の中で、本市といたしましても再生可能エネルギーは新たな市場として期待をされている分野という認識のもと、調査研究していくとともに、国や企業の動向を注視しながら、引き続き広島県と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問についてであります。政策の実現や公共的課題の解決に当たっては、立法、解釈、争訟などの場面を通して法を能動的かつ積極的に活用していくことが重要であり、従来の組織管理、人事管理及び事務管理に加えて、政策法務管理は自主・自律的な自治体経営を推進していく上において不可欠な要素であると考えております。

特に、近年における住民ニーズの多様化、高度化や国における地域主権改革の推進など

を背景に、基礎自治体である市町村が主体的に地域の特性を生かした政策を実現していくことの重要性がますます高まっているところであり、これらの政策を推進・統制するためにも、市町村における政策法務能力の向上が強く求められているところでもあります。

本市においても、政策法務研修を初め法制度に関する研修への参加や、広島県の法務担当部局への職員派遣、顧問弁護士との相談などを通じ、職員の法的思考力、いわゆるリーガルマインドの向上を図っているところでもあります。また、条例を初めとする例規の整備につきましては、政策立案の過程において検討を行い、必要な整備を行っているところでもあります。

今後、国における地域主権の流れはさらに加速するものと考えられ、政策主体としての基礎的自治体の役割はより重要度を増してくるものと考えております。こうした状況を踏まえ、今後とも主体性を持って各種政策の立案と適切な執行を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 続きまして、3点目の御質問についてお答えいたします。

まず、これまで行ってきた徴収制度改革の検証・評価について御答弁を申し上げます。

納税貯蓄組合に対する納税奨励補助金交付制度及び前納報奨金制度につきましては、税収の早期確保や納税意欲の高揚などを目的といたしまして、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に創設され、長きにわたって各地方自治体の税収の安定確保等に寄与してまいりましたが、時代の変化に伴い、多くの地方自治体において廃止されている状況にあると認識をしております。

本市における納税貯蓄組合に対する納税奨励補助金につきましても、特別徴収によって納付される方については、その額が補助金に反映されることがなく不公平感があること、プライバシーを守る意識が強い方がふえ、当初のような各戸訪問しての納付促進活動が困難になっていたこと、県内における多くの市が既に廃止していたことなどの理由とあわせ将来的に厳しい財政状況が予測されたことから、平成16年度をもって納税奨励補助金交付要綱を廃止したものであります。

また、前納報奨金制度につきましても、時代背景の変化、市県民税の特別徴収者には適用されないことや高額所得者や資産家に対して有利となる制度であり不公平感があることなどを理由といたしまして、平成16年度をもって前納報奨金制度を廃止したものであり

ます。

両制度ともに納税者の経済的動機を促し、徴収率の維持、向上を図るために導入したものでありますので、その廃止は納付行動に一定の影響を与えたものではないかと考えます。しかしながら、徴収率はそのときの経済雇用情勢など、他の要因によっても大きく影響を受けるものでありますので、当該制度を廃止したことによる詳細な検証は困難であると考えております。

また、現在におきましては、両制度ともに県内の全市におきましても、本市と同様の理由などによって廃止されており、そうした実態を踏まえますと、時代の変化などに対して避けることのできない変革であったのではないかと考えております。

次に、督促手数料の廃止についてであります。平成22年度から市税、その他の徴収金について、市民の利便性の向上を目的としてコンビニ収納を開始することに伴い廃止いたしました。

その理由といたしましては、コンビニ収納は通常の納付の場合、督促手数料の徴収に対応していないことがありましたので、このコンビニ収納導入を契機に収納事務を簡素化、合理化し、滞納整理事務をより強化しようとしたこと、県内の他市の状況につきまして、本市を含めて2市のみ督促手数料を徴収していましたが、他の12市は既に廃止をして督促手数料を徴収していないこと、金融機関からも煩雑な事務整理になるので、他市と同様な取り扱いをと強い要望があったことであります。

督促手数料を廃止しコンビニ収納を導入した検証といたしまして、まずコンビニ利用者数の件数及び納税額の状況であります。件数につきましては1万920件、納税額は1億4,024万5,961円となっております。

コンビニ収納導入後の徴収率の実績といたしまして、それぞれの税目における徴収率の前年度比較であります。個人市民税につきましては現年度分が21年度97.97%に対しまして22年度98.19%で0.22ポイントの向上、繰越分が21年度19.82%に対しまして22年度が17.86%で1.96ポイントの低下、法人市民税につきましては現年度分が21年度98.95%に対しまして22年度が98.80%で0.15ポイントの低下、繰越分が21年度11.94%に対しまして22年度分が7.32%で4.62ポイントの低下、固定資産税につきましては現年度分が21年度98.25%に対しまして22年度が98.27%で0.02ポイントの向上、滞繰分が21年度14.63%に対しまして22年度が12.72%で1.91ポイントの低下、軽自動車税

につきましては現年度分は21年度97.27%に対しまして22年度が97.60%で0.33ポイントの向上、滞繰分が21年度21.58%に対しまして22年度が15.70%で5.88ポイントの低下、国民健康保険税につきましては現年度分が21年度93.27%に対しまして22年度が93.51%で0.24ポイントの向上、滞繰分が21年度10.92%に対しまして22年度が10.08%で0.84ポイントの低下となっております。

コンビニ収納を導入した評価であります。さきにも申し上げましたとおり、件数1万920件、納税額1億4,024万5,961円が、コンビニを利用しておさめられたことを踏まえ、一定には市民の利便性の向上につながったものと考えております。

次に、滞納者に係るコンビニ納税の状況であります。件数が847件、納税額が783万8,186円となっております。

次に、各税目における現年度分と滞繰分を合わせた徴収率でございますが、個人市民税につきましては91.31%、法人市民税につきましては95.30%、固定資産税につきましては91.77%、軽自動車税につきましては90.69%、たばこ税、入湯税はいずれも100%、国民健康保険税につきましては69.59%となっております。

最後に、今後の徴収体制のあり方、特に国民健康保険税について実効ある体制をどのように構築するのかという御質問につきましては、市税等の収入は行政サービスを提供するための貴重な財源となるものでありますので、その確保については非常に重要なことと認識しております。その上で、市税を初めとする歳入確保の取り組みについては、滞納者に対する催告強化や納税相談の拡大などを図るとともに、新たな滞納者をふやさない方針のもと、現年催告の拡充や訪問催告などを行い、収納率の向上に努めております。さらに、納期内に納付された方との公平性を踏まえ、より効率的、効果的な徴収事務を優先度を高くして取り組んでいるところであります。今後におきましても、債権確保対策委員会において全庁的な取り組み方針を確認しながら、債権確保の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 給食配送委託契約事務に関する訴訟問題と学校給食法上の問題の質問にお答えいたします。

まず、給食配送委託契約事務に関する訴訟及び給食への異物の混入につきましては、児

童・生徒、保護者並びに関係者の皆様方に多大な御心配と御迷惑をおかけし、心からおわび申し上げます。

竹原市学校給食センターは、昨年9月から市内11小・中学校に学校給食の提供を開始し、調理及び配送業務については効率的な運営を図るため、民間業者に業務を委託しております。学校給食においては、何よりも安全性の確保と衛生管理が重要であり、学校給食実施責任者である教育委員会が安全・衛生管理について責任を負い、受託業者と日々検証しながら安全で安心な学校給食が提供できるよう取り組んでおりますが、このたび給食に異物が混入した事案が発生したことについて、児童・生徒、保護者並びに関係者の皆様方に多大な御心配と御迷惑をおかけし、心から重ねておわび申し上げます。今後、より一層学校給食衛生管理の徹底を図り、児童・生徒に安全で安心な学校給食が提供できるよう努めてまいります。

また、給食配送業務委託契約の住民監査請求、それに引き続く住民訴訟につきましても、皆様に御心配をおかけしておりますことに対して大変申しわけなく思っております。住民訴訟につきましては、8月29日に広島地方裁判所から訴状が送達されました。その中で原告は、受託業者が社会保険、健康保険などの未加入により入札のための必要な資格を欠いていたこと、入札時の仕様書で義務づけていた昇降用リフトを装着していないことを主な理由として、業務委託契約は無効であり契約代金を支払わないよう求めております。

本市といたしましては、これまでも議会などで御答弁してまいりましたとおり、受託業者は加入義務のある社会保険などには適切に加入し関係法令に違反はしていないこと、「昇降用リフトなど」は昇降用リフトを代表例として挙げたものであり、昇降用リフトに限定したのではなく仕様書に基づいた適切な入札を執行していると認識しておりますので、顧問弁護士と相談しながら対応してまいります。

これらにつきましては、教育委員会議において適宜御報告申し上げ、情報を共有した上で教育委員の皆様方と協議を行い、指導、助言あるいは御意見などを伺っており、今後とも教育行政の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） せっかく教育委員長にお越しいただいておりますので、早く御退席を願いたいと思いますので、まず5番目からちょっと再質問といたしますか、意見を述べさ

せていただきたいと思います。

1つは、訴訟に関する件でありますけれども、一般的に例えばよく中央でも政治主導とか官僚主導とかということと言われるわけですね。それで、大体「等」をつけるときには、官僚が大体政治家をごまかす場合につけるといのは通例なんよね。ですから、少なくともこうしたある意味で言えば民間業者を対象とした契約をする場合といいますか入札をする場合は、私は「等々」で、「等」という言葉で、ある意味で言えば錯覚を与えとかあるいは誤解を与えるというようなやり方は不適當だったと思いますよ。

それで、この件につきましては、実は監査委員会の事務局にもお話をお伺いしたんですが、答えていただけませんでしたもんでね。これは教育委員会を通してお聞きしなければならぬのかと、こういうふう考えたんです。それで、私の理解で言いますと、監査事務請求というのは、例えば現在契約をしておられる方と応札して落札できなかった方ですよ。この間におけるその差額分が竹原市に対して損害を与えたからその損失補てんをきなさいというのが、私は現行制度のもとにおける監査請求なんだろうと思っただけですね。それで、契約事務が不当だからということになってくると、私は恐らく監査請求の対象にはならなかったんじゃないかと、こういうふう考えて、私の理解ではね。ですから、恐らく今の報告がもし正しければ、訴訟においてゆめゆめ破れるようなことはないかというような感じは持ちますけれども、しかしながら公契約において民間人を相手とする入札の仕様といいますか、その中において二度と再び「等」というような文言等を用いて相手方に誤解を与えると言うか、錯誤を与えるようなやり方というのはやはり訂正をさせていただきたいと思うんです。

それで、教育委員長さんにお越しいただいたのは、実はいろいろと長い年月をかけて論争がされ、ある意味時間がとまっとった問題に関して政治的な決断を下したわけですね。それで、また同時に今までの契約の中で随意契約という中で今回の契約者に対してもいろいろなうわさがある中ですよ。そうしますと、教育委員会における教育委員長さん以下の委員さんが、もしそうした市民の感覚といいますか、役所の感覚ではなくて木っ端役人の感覚ではなくて、まさに通常取引における契約がどうなんだろうかということ私、すべての教育委員さんがそうだとは言いませんけれども、私はそこはおわかり、御判断いただけるんだと思うんですね。

それで、そして同時にそうした配送業務に関する監査請求訴訟が起きておる中での今回の給食の混入問題ですよ。教育委員長さん以下の教育委員におかれて事務局に対して給食

配送業務に関する、そのところの疑念というものを正しくぶつけて、緊張感ある行政運営といたしますか、それをもし真に、真剣に求めておられたとするならば、私はあるいは給食への異物混入問題というのは未然に防げたんじゃないかという、楽観的な希望かも知りません。不可抗力ということもありますから絶対ということは申し上げませんが、そのところについて教育委員長さんが教育委員を代表されて皆さん方の受けとめがどうであれどうだったのか。そして、今後教育委員長さん以下の教育委員さんが事務局に対してどのような指導力といたしますか、市長が答弁に使われたリーガルマインドとか、それで同時に危機管理のあり方ですよ。起きてしまったことはしょうがない。

例えば、この前総務文教のほうで行政視察へ行かれたようですけども、赤福ですよ。おかげ横町ですかね。あそこも数年前に食品偽造、賞味期限の偽造といたしますかね、ということで大変なことになりましたよね。それで、そのときに、会長が息子の社長に任せてはおられんということで、みずから記者会見に臨まれて、ほでわしの拡大政策が根本的な原因だったから適正な規模に改めるよと、こういうふうな形で物の見事に危機管理をされて、今赤福見事に再建されたわけですね。あのおかげ横町は、実は赤福、当時、二、三十億円の売り上げじゃなかったかと思うんですよ。それで、その当時に10倍を超える私費を投じて会社が借金をして区画整理をしたんですね、あそこはね。そういうところなんですよ。

ですから、包み隠さずみずからの経営姿勢とかかわってその危機に臨まれたわけですよ。隠さずにね。ですから、ある意味不可抗力と言えおかしいのかもわからんけれども、絶対に起こらないということは、これまた絶対的に言えんのだろうと思うんですよ。そうした場合に、危機管理としてどういうふうな対応をしていくかということは、やはり事務局サイドもさることながら教育委員長を初めとする各教育委員さんの姿勢にかかっと思えるわけですよ。

そうした意味で、改めてここで教育委員長さんに各教育委員を代表していただいて決意のほどなりをお伺いをさせていただきたいと思ひましてお越し願ひましたので、ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（脇本茂紀君） 教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（梅田一榮君） 失礼いたします。

このたびの事案につきまして、子供たちに安全な、また安心できる給食を提供するという観点からあってはならないことと認識いたしております。また、給食配送業務の契約事

務執行に対しまして、住民監査請求、また住民訴訟が提起されたという一連の事象につきまして重く受けとめておるところでございます。これらにつきましては、関係者の皆様方には大変な御迷惑、または御心配をおかけしましたことと思います。心からおわびを申し上げる次第でございます。

このことにつきましては、事務局より適宜報告を受け、他の委員とも協議、また情報を共有していく中で適切に対応するよう意見を申し上げてまいったところでございます。配達業務に関しましては、説明に不備がなかったかとか、また問題になりました仕様書作成等により誤解が生じるようなことがなかったかということをも十分留意していただきますようにお願い申し上げたところでございます。

今後におきましては、このようなことが起きませんように、危機感を持って衛生管理の徹底、あるいは事務処理に関しましてはより適切に執行するように委員一同協議を重ねながら指導をしてまいる所存でございます。今後とも御理解いただきながらよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 事が事だけに、またこれから3校、給食の実施の問題も残っております。センセーショナルに取り上げる意図はございませんので、本来ならばまだまだ議論をさせていただきたいところですが、これをもって5番目の質問に対しては終わらせていただきたいと思いますので、御退席のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） それでは、御退席ください。

7番（宮原忠行君） それでは、まず1番目の問題です。

基本的に、国法が国法たる都市計画法が改正にならんからしないんだと、こういう答弁なんですよね。もし私の理解が間違っておればそのように指摘をしていただきたいと思います。なんですけれども、いわゆる開発法というか土地法といいますか、都市計画法が都市計画法独自で成立をとする法体系ではないんですよね。一番上位法で言いますと、土地基本法があり国土利用計画法があり、そして国土形成法があり都市計画法があり、また農業振興地域の整備に関する法律であるとか、あるいは森林法であるとか、あるいは自然公園法であるとか、あるいは自然保全法であるとかね。そうしたものが一連の関係性を持ちながら都市計画法も構築をされとるということですよ。それで、この現行の竹原市都市計画マスタープランは平成15年3月ですよ。

そこでお聞きしたいのは、これ以降にそうした上位法である例えばこの当時の現在の国土形成法で言えば、つくられた当時は国土総合開発計画法ですかね、いわゆる第五次全国総合開発計画のときですよ、これつくったときはね。違いますかね。それで、正確に言うと、国土総合開発法よね。そうでしょう。それで、国土総合開発法から国土形成法に変わったのは何年か、もし答弁できれば答弁をしてみてください。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 先ほど議員から御指摘ありました全国総合開発計画、いわゆる新全総から三全総、四全総、五全総とありますけど、これが国土総合開発法が2005年に国土形成計画法へと抜本改正をされておりました、これまでの全国総合開発計画にかわりまして新たに国土形成計画が策定されたというような状況でございます。

以上でございます。

（7番宮原忠行君「何年」と呼ぶ）

2005年です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それで、いわゆる国土総合開発法から国土形成法へ変わった根本的な理由は何でしょうかね。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） やはり、少子・高齢化とか社会情勢の変化というのが大きな要因であるというふうに一応判断しております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 確かに、少子・高齢化とかいろいろそういう社会的な要因を受けて、それまでの開発至上主義からの脱却がまさに国土形成法へ変わった一番大きな理由なんですよね。

そうしますと、やはりこの都市計画マスタープランを見させていただいても、やはり随所に例えば遊休地の問題であるとか、あるいは道路の問題とか、さまざまな形でまだ開発至上主義の残滓が残ってるんですよ。残っておる。私もちょっと見させていただいて、なぜこの遊休地の問題がこんなにも色濃く出とるのかなあと思うんですけどずっと調べさせていただいたんですね。そうしますと、口を酸っぱくして少子・高齢化と言われるんですね。以前ならば、人が多くて土地が足りなかったんですよ。今は土地は余り返してんですよ。

ほど、基本的な考え方として、道路の立ちおくれがある意味で言えばその衰退を招いておるといふか、中心市街地をね。果たしてそういう認識なんだろうか。

例えば、視点を変えてみますと、そうしたことというのは、例えばこの中にも竹原、吉名地区漁村の集落の中で取り残されたといふか、というようなことを書かれておりますよ。そうしますと、じゃあ町並みはどうだったんでしょうかね。いろんな各地の例、先行した条例を出ささせていただきましたよ。例えば南木曾町ですよ、妻籠宿ですよ。そうでしょう。そうした経済発展から取り残されて、とてもじゃないけれども企業誘致とかあるいは人口の増加策、これがとれないから最後の残された手段として内発的な発展を目指すんだといふことでやってきたわけよね。竹原もじゃから町並み、そうでしょう。もともとといえば、商店街が新町へ移り、いろんなところへ移って行って駅前の方にも移ってきました。さまざまなおところへ移っていく中で取り残されたわけでしょう。もともとは、江戸時代で言えば商店街ですよ。そうでしょう。

ほど、例えばこれはどなたがお答えできるかどうかわかりませんが、後ほど納税貯蓄組合が廃止になった契機等についてもいろいろと歴史的な経緯があるわけですね。例えば吉名と忠海を見た場合に、吉名の漁港地区には港湾整備による再開発とかという計画は全くなかったんですよ。ところが、ところがですよ。まだ、もう完成したのかあるいは一部未完成なのかわかりませんが、もともと忠海、二窓港の港湾整備というのは、道路整備も含めた再開発計画とセットになった計画だったんですね。セットになった計画だった。ところが、これができなかったのはなぜかといふことですよ。この点について、例えば副市長とか恐らく建設産業部長の方にもそうした歴史的経緯といふのはわからんと思うんで、恐らく副市長しか、副市長もどこまで答弁できるかわからんけれども、もし、可能な限りのところでいいですから答弁をお願いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 忠海町の二窓地区の港湾整備については、私の記憶の中ではもともと大久野島の毒ガスの補償事業として環境省より採択をされ、そしてそれが昭和36年当時の話だったと思います。そして、それに呼応してまちづくりの事業計画を策定した段階で、都市計画道路が現在の国道185号の途中からですね、今現在でいうと東公民館ですか。あのあたりに、南北に今の二窓地区の港湾整備に計画しているところにアクセスをするという計画が確かにございました。しかし、現時点で未整備であるといふことについては、その昭和30年から今日まで相当時間が経過しているといふことで、交通の手段あ

るいは交通の形態等が大きく変わり、道路の計画についての規制等もJRが中に入ってきたようなこともあって、大変この整備がもとの計画のとおりに行えるかということについてはいろんな課題があるというように今とらえているところです。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 大体そうなんじゃろうと思うんです。それで、私はさらに深く掘り下げてみますと、うまくいかなかったのは結局上からの計画じゃったと言うからね。ですから、先に防波堤が完成したから逃げられなくなった。そして、同時に地元から説明を求められたと。当時の地元の議員さんも含めてですよ。ほで、結局のところ、とにかく逃げるに逃げられないという形の中で、地元の同意も得られないという中で、時間をかけながらちいとずつちいとずつ整備していったのが今の形ですよ。ですから、そうしたことの反省も踏まえて、特にドイツとかそこら辺の先行した歴史的な経験も踏まえながら、都市計画法じゃろうが活性化法じゃろうが、いろんな形での住民参加とかということを経験の中に組み込んできましたよ。

ほで、そこで私が一番思っておるのは、ここ私も2期目になりますけども、かつて、今回また松本議員のほうから北荒谷山の問題が出てきますけれども、基本的に県のほうの規制といいますか、で言えば、先ほど申し上げたような国土利用の5つの形態で、自然保護区域じゃったはずですよ、多分ね。ほで、そうしてもうある意味で言えば、規制がかかっておるところへいろいろ問題ながらもなってきたということですよ。

ほで、もう一方においては、都市計画法であるとかあるいは建築基準法に合致をした建築確認申請を申請者みずから取り下げざるを得んという状況が生まれましたよね。そうでしょう。ほで、いろいろとこの議場においてもその後、景気対策であるとか地域経済の再生問題とかいろいろ出ますよね。ほで、おおよそ住宅建設というのは国民経済の中でかなり大きなウエートを占めた分野ですよ、そうでしょう。そして、例えば建設業者とかディベロッパーというのは、基本的に例えば都市計画、あるいは建築基準法等々も含めたいわゆるゾーニングをされたところを信頼して事業活動とか営業活動を行うわけですよ。

ほで、そうした中で18年ですかね、申請されたのがね。おおよそ3年ぐらいかかったんですかね、18、19、20ね。そうしますと、ある意味忠海住民においては、そこで例えばあの都市計画道路沿線の近隣商業施設の用途区域でもう高層ビルは要らない言われるわけでしょう、という意味が表明されたわけでしょう。だったら、私はやっぱりこれ変

えとかんにやまずいと思うんですよ。適法なわけでしょう。ほで、一方において自然保全区域については県みずからが指定しながら許可して、ほで今の山と山、峰と峰をつないで埋め立てて、その上さらに10メートルの建設残土をつくるというんじゃから。これほどの自然破壊、景観破壊はないですよ。

ほで、一方において、都市計画法上も建築基準法上も認められた建築確認申請が住民の意思によって拒絶されたわけでしょう。ほで、これをこのまま放置しておくとするならば、私は行政にとっても議会にとってもやっぱりちょっと怠慢のそしりが免れんのじゃないかと思うんですよね。明らかに住民の意思が示されて、ほでたまたま申請人のほうがそれを取り下げたから問題がおさまったように見えとるわけですけども。ほで、そのときに、例えば市長なり、別に市長でなくてもいい、当時の部長でも課長でもよかったけれども、いや合法じゃと、適法なんじゃから認めますというて言うんなら別じゃったんよ。そうでなくて、それを受け入れたわけじゃから。そうなってくると、住民が示したその意思を無視とするならばやっぱり変えなきゃならんし、そうしたとりわけ忠海地区における個別的課題、これを解決しようとするならば自治条例によってその住民の意思を尊重をして、ほで将来の再び同じ問題が起こることのないような私は体制をつくるべきだと思うんよ。そうした意味で、このマスタープランを見直されたらどうかということを私は申し上げとる。それで、明らかに国土形成法は開発至上主義を脱却して、そして前にも申し上げたことがあると思うが、例えば大分県の別府なんかは路地裏の文化学ということで、さまざまな形での観光振興とか交流人口の拡大で成果を上げとるわけですから。それが地域個性じゃったはずなんですよ。そうでしょう。

じゃから、そうした意味で、私はやはりそのところは即答は難しいかもわからんけれども、私の今あるところ、そして忠海町民の示したあの意思を尊重をするという形においてぜひとも検討をお願いいたしたいと思うんですよ。

それで、今どこまで答弁できるかわかりませんが、恐らく副市長以外答弁できんと思うんで、副市長のほうで答弁をお願いしたいと思います。いや、市長に答弁せえというたら気の毒なじゃろう。

議長（脇本茂紀君） この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時54分〕

副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） るる御提言をいただきました。

私の考え方ということになるかと思いますが、基本的に都市計画というのは将来に向け

ての規制と誘導を図るという計画でございまして、それを方向づけるのが先ほど来さまざまに言われております都市計画マスタープランも含めた事業計画であると認識をいたしておるところではございます。

そして、先ほど来御提言の仁賀の土砂問題、あるいは忠海のマンション問題、これらについても議員御提言のとおり、これは計画を用途等、都市計画を変更するということは市民の意見を反映するということにございまして、今後そういったことも踏まえて都市計画の見直しの際には参考にさせていただきたいというように考えております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） さらに、ちょっと問題点を言っておきますと、マスタープランでいろいろ吉名のほうもその小学校の東側であるとかいろんなどの遊休の土地を言っておりますよね。本来その遊休地については、都市計画法上もいろいろと買い上げとかいろんな所有権への制限がありますよね。ほで、例えば今の農地であれば、一定の条件はつきますよ、例えば農業振興地域区域内とかいろいろありますけれども、そうしたものに対して一定の所有権、私権制限をかけるよと。そして、それを農業委員会が、また農業委員会を構成する農業委員が担う重要な役割なんですよということですよ。いわゆる利用権の集積事業であるとかいろいろ法定をされておりますよね。

ほで、今の例えばそうした農地の問題に関して言えば、今政府が食と農林漁業の再生実現会議で示しておるのは、例えば中山間地においても10ヘクタールから20ヘクタールの農業経営体をつくっていくんだと、こういうことですよ。ところが、現実には、じゃあこの都市計画マスタープランに基づいたそれぞれの行政各部署、行政委員会においてそういう方向がなされておるかと言え、私はほとんど実効が上がるような活動はなされていないとこういうふうに思っておるわけです、現実問題としてね。ですから、そうした面も含めて見直しをされたほうがいいんじゃないかと、このように考えていたわけでありませう。答弁は結構です。

ほで、そこで、次の問題へ移らせていただきたいと思います。

私が言いたいのは、今のちょっと若干時間軸のずれはあるかもわからんけれども、特に国民健康保険税に限って言えば、かつては持てる者から持たざる者への所得移転ということで応能割合が高かったんですよ。ところが、アメリカにおける、あるいはアメリカというたほうがええでしょうね、新自由主義経済の経済主義思想の勃興によって一つの国民健康保険制度という制度から受ける行政サービスは金持ちも貧乏人も一緒じゃろうかと。

ほど、そうした意味において、応能から応益への是正ということが、これ厚生労働省も進めてきた路線でしたよ。

ほど、同時にやはりそうなってくると低所得者対策も行わなければならないということで、低所得者へは所得割合に応じて2割軽減、3割軽減という措置がとられたわけですよ。ほど、そうすると、中間層のところへある意味そのしわ寄せが全部来たんですよ。ほど、それがバブルのときならよかったけれども、もうバブルがはじけてからのことになったから、中間層が崩れていったわけですよ。中間層が崩れていった。

ですから、例えばパナソニックの城下町である門真市ですかね、ここなんかでも滞納者が一番多くて滞納率を押し上げとるのはやはり二、三百万円の所得層というかね、ここなんですよね。ほど、そうした意味で今まで最もまじめに国民健康保険税の担い手としてあった中間層が没落をしていくわけですから。ほど、その持てるところのところは比率が下がってきたわけですから、必然的に収納率は下がるんですよ。下がったんですよ、市長。ほど、同時にそこへ持ってきて納税貯蓄組合の廃止と納税奨励金の廃止ですから、構造的に収納率が下がる体制になつとるにもかかわらず同じ体制できておる話ですよ。

ほど、債権確保対策委員会とかなんとか、それを隠れみのにしてあたかもそこが徴収活動をやっておるかのごときことを、ある意味で言えばごまかしながら今までやってこられたんじゃないんでしょうかね。じゃから、私は別に職員が怠慢であるとかなんとかということと言よんじゃないんですよ。その体制をどうつくっていくんかということですよ。

ですから、例えば納税貯蓄組合においても、平成17年に納税貯蓄組合法が改正になって確かに広島県はやめとんかもわからんけれども、私北海道から今宮城県まで来ましたよ、調べました。全国の調べるのどこまで時間かかるかわかりませんが、やはり相当復活をと言うか、納税貯蓄組合を奨励をしようところが、これは国税も含めてですよ。例えば消費税ですよ。なかなかまとまって払うということができないから、納税貯蓄組合に入って毎日の日掛けといたしますか、そうした中でやっていかないとたないんですよ。そこまでもういわゆる中間層というのは壊れてしまっておるから、なるかならんかわかりませんが、今度の野田政権も良質な中間層を再生させるということと言ようわけですよ。そうしますと、やはりその体制をつくらんといかんと思うんですよ。ですから、各地でいろんな対策本部が設置されておりますが、やはりこれは副市長、基本的には副市長ですよ。

ほど、時間がありませんから区切って言いますと、例えば北海道の芦別市ですよ。弁護

士まで入れたそうした対策本部をつくつとんですよ。かなり厳しいです。今は、例えばその資格証明書にせえ、短期保険者に被保険者証にせえ、すべて窓口対応でしょう。かなり弁護士まで入れた徹底した分をやっておりますよ。ほで、それはもう市長もインターネットぐらいは楽に見れるでしょうから見ていただけりゃ、何なら一覧表を差し上げてもいいですから。やはり、全国かなり深刻に、特に国民健康保険税によって地域医療を守らにゃならんから、救済するところは救済するけれども、やはり悪質な滞納者に対しては組織を挙げて取り組む体制ができておるんですよ。ちょっとあれこれ私も資料をつくり過ぎておるんで今すぐには出せませんが、石岡市じゃったかな。例えば短期証とか資格証明書を出すべきかどうかは、部課長がするんですよ、対策本部で。ほで、それを市長に上げるんです。窓口じゃないんですよ。そこまで徹底してやつとんですよ。

ですから、私はいろいろとけちばあつけると思われるかもわからんけれども、私のときには差し押さえも一件もしておりませんからね。私のときも決して楽な状況じゃなかったですよ。ほで、昔ならば、例えば徴収率の問題とか徴収問題が議会で取り上げられて政治問題化すれば、人員をばあつとふやすとかいろんな対応があったけれども、残念ながらこのところないということですよ、市長さんね。恐らく窓口の職員の滞納だけではもう無理よの。下がり続けますよ。

ですから、全国各地にいろんな事例がありますから、ぜひともそういう組織を挙げて取り組む。そうした意味で副市長、私はあなたが副市長就任のときから申し上げておるように、毎日出えいうんじゃないんですよ、やはり1年に2回や3回ぐらいはあなたが先頭に立って、例えば年末特別徴収とか、あるいは盆の特別徴収とか、あるいは会計年度末の5月の特別徴収がありますわね。これはずっと出なくてもいいですよ。やはり、一遍はあなたがその徴収の先頭に立たれるべきだと思うんです。確かに、いろんな事業や財源確保の問題とかいろいろ苦勞をされておることはわかるが、しかしそれも市税という自主財源があつての話やからね。自主財源なしでできる10割補助の仕事なんてそんなにはないですからね。そうした意味で、私は事ここに至れば、やはり先頭に立つ決意表明をいただきたいと思いますがいかがですか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 全国事例を含めてる御提言いただきました。

市税等の収入というのは、先ほど来御答弁申し上げましているように行政サービスを提供するための大変貴重な財源として確保しなければならないということは十分認識をいたし

ております。

そういった中で、徴収体制についてはこれまでもさまざまな例えば国税職員のOBさんとか職員の増員とか図ってまいりましたが、確かに全般的な収納率というのは高く評価できるようなものではない状況にもあります。しかし、そういった状況の中で、先ほど来御指摘の訪問徴収のあり方等については、私も以前御答弁申し上げましてるように、この方法については有効な手段であるということには変わりはありません。そこらも含めて、今後庁内の中で十分検討してまいりたいと考えております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 時間もなくなってきたんですけど。市長ね、市長も伝建協会入ってですよね。あれは毎年会議かなんか、総会かなんかあるんですかね。あれば……ないんですかね。

わかりました。見たところ市長も会員になっておられますから、毎年総会とかなんとかがあつて行かれておるのかなど。ほで、もし行かれておるならば、例えば高山市さんがどういうふうな条例整備をなされておられるか、そうした情報をお持ちかどうかということをお尋ねをしてみたかったですね。

高山市は環境基本法に基づいて市街地景観保全条例をつくったんですね。ほで、いろいろと工事やったりいろいろしますよね。そうした場合の損害補償要綱といいますか、そうしたものを整備しながら、私ちょっとど忘れしてあれなんですけれども、橋本忍さんじゃったかだれじゃったかよう覚えてないんですけれども、映画監督が日本で一番美しい町と言うたのが高山なんですよね。ほで、ずうっといろんな条例整備もきちんとしてながらやっておるんですよ。

ほで、そうした意味で、そうした意味ですよ。やはり私はかなり先ほどの、例えばマンション問題も含めてですよ、竹原市の個別の問題に対応し得るような政策立案能力が欠けておると、こう言われるわけですよ。例えば市長、いわゆる企業立地促進法がありますよね。ほで、企業立地促進法における第10条第1項に基づく準則を定める条例等も全国各地でされておりますけれども竹原市はしてないですよ。ですから、私はいわゆる企業立地促進法にも乗りおくれたんじゃから、そして同時に岡山県知事にせえ、そして鳥取県の平井知事にしろ、滋賀県知事にしろ、京都府知事にしろ、今メガソーラー塩漬けになっておる工業団地を処理するにはこの方法が最適じゃということを一生涯懸命になって誘致活動をしようるわけですよ。そうでしょう。ほで、広島県においても、やはり大きな課題で

すよ。ほで、広島県においてはさらに竹原工業流通団地ではなくて、その臨空の周辺の土地も含めての課題も抱えておるわけですから、ここは調査研究とかなんとかいわずに、まず市長みずから県知事に、今度は県知事一緒に検討しましょうやと、いってみましょうやというぐらいの私は気迫と言いますか。もうこんなチャンスはそんなに来ん思うんですよ、恐らくね。そうでしょう。ですから、じゃからその実現可能性はわかりませんよ。しかし、やってみん限りは。

ほで、もう一つの考え方はこうですよ。いつまで、これはだれの責任とは言えん話ですよ。市長がつくったわけじゃないんじゃから、今さらそれを問おうとは思わん。しかし、竹原市行政は継続しとんですから、やはり竹原市にとって大きな課題であることは間違いないわけですから。何とか一日も早く竹原工業流通団地問題を解決をつけて一つ前へ進むということですよ。そうした意味では私はいいチャンスだと思うんです。

ほで、拘置所問題でいろいろ比較された美祢市なんかでも、美祢市産業振興条例なんか、やはり美祢市の自然風土をうたい上げながらつくっとんですよ。ほで、全国各地にいろんなすばらしい条例がありますよ。今もう時間がなくなったんで終わりたいと思うんでね。もし見せてくれ言うんならお見せしますから、いろいろつくっておりますんでね。とりあえず、別に今のメガソーラーじゃなくてもいいんですよ。市長がほかに自信があらわれるならばね。しかし、今のところ客観的な状況等とかいえば、私はやはりメガソーラーは一つの大きな解決策になる可能性があると思うんで、ぜひとも県知事のほうへ早急に申し出を行っていただきたいと思うんで、もし御答弁いただけるのであれば市長のほうで御答弁いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 企業誘致、さしづめ竹原工業流通団地につきましてはこれまでさまざまな形で企業誘致をさせてきています。この本年1月には、市と県の懇談会、意見交換会、知事が見えました。最初に視察をしていただいたのが竹原工業流通団地でありました。その後の意見交換でも、この竹原工業団地の誘致につきまして、県の支援もいただきながら我々は進めていきたいという中で、県も一段と助成制度を高めていただき、我々も助成策をつくって今現在に至っておるわけでございます。

数々の議員の皆さんからの提言も、また市民の皆さんからも太陽光発電と、こういう自然エネルギーは今話題になり課題になっているわけでございますので、そういった中でこの瀬戸内のど真ん中にある竹原市、日照時間も長いという中で太陽光発電というメガソー

ラー、こういったものは有益であろうというふうに思っております。加えて今回特措法が新たに加わったということで、非常にメガソーラーへの進出企業もメリットが出てきておりますので、竹原市も積極的に県の工業団地である中でこの誘致活動に連携して取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

明9月14日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時16分 散会